

新たな行財政改革プラン

素案

2010(平成22)年10月

川崎市

本市では、これまで3次にわたる行財政改革プランを策定し、市政運営の最優先課題として行財政改革に取り組んできました。

現在、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度の3か年を計画期間とする「新行財政改革プラン」の最終年度である3年目を迎え、これに引き続く、2011（平成23）年度から2013（平成25）年度の3か年を計画期間とする「新たな行財政改革プラン」の策定作業を進めています。

このたび、「新たな行財政改革プラン」素案を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集します。

今後、御意見等を踏まえまして、年度末に向けて「新たな行財政改革プラン」として取りまとめていく予定です。

目 次

第1章 想定を超える環境変化と再び直面する厳しい状況

- 1 所期の目的を達成しつつある「川崎再生」の取組 1
- 2 想定を超える環境変化 1
 - (1) 極めて厳しい財政状況
 - (2) 本市の将来人口
 - (3) 国による政策変更・制度変更

第2章 新たな行財政改革プラン策定のねらい

- 1 「新たな行財政改革プラン」策定の趣旨 7
- 2 将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムの構築に向けて 8
 - (1) 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会
 - (2) 誰もが便利に効率的に公共サービスを享受できる都市基盤
 - (3) 新たな成長産業に支えられた確かな地域経済基盤

第3章 改革を推進するための基盤となるもの

- 1 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり 10
- 2 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」実行計画 10
- 3 「財政フレーム」の策定 11
 - (1) 持続可能な財政基盤の構築に向けた取組の継続
 - (2) 財政運営の基本的な考え方
 - (3) 新たな「財政フレーム」
- 4 地方分権改革 13
 - (1) 背景
 - (2) 国の動向
 - (3) 本市の対応

第4章 改革の実現に向けた6つの取組

取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備	15
1 職員削減目標の設定	19
2 公共サービスにおける民間部門のさらなる活用	19
(1) 公の施設の管理運営（指定管理者制度の導入等）	
(2) 公共サービス提供における民間部門の活用	
3 適正な組織規模や職員配置に向けた取組	22
(1) 施設等の整備と関係組織の再編	
(2) 効率的な行政運営に向けた内部体制の整備	
(3) 非常勤職員の活用等	
4 効率的な行政経営基盤の確立	26
(1) 給与制度及び福利厚生制度の継続的な見直し	
(2) 特別会計・企業会計の健全化の推進	
(3) 債権確保策の強化の取組	
(4) 入札・契約制度改革の推進	
5 出資法人改革の推進	32
(1) 出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進	
(2) 市の関与の適正化に向けた取組	
(3) 情報公開の充実にに向けた取組	
(4) 今後3年間における各出資法人の取組	
取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組の推進	39
1 組織マネジメント強化の取組	39
2 職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進	40
3 職員の人材育成のさらなる推進	41
取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり	43
1 活力ある地域社会の実現に向けた仕組みづくり	43
2 地域をとりまく社会状況	44
3 仕組みづくりから実践へ	44
4 具体的な実践の取組	45
(1) 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組	
(2) 地域人材の発掘や育成に向けた取組	
(3) 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組	
(4) 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組	

取組Ⅳ 市民サービスの再構築	48
1 国の政策及び制度変更等にあわせた見直し	48
2 これまでの方針に基づく見直し	49
3 見直し後の状況変化に対応するためのさらなる見直し	50
4 その他の社会状況の変化に対応するための見直し	50
5 補助・助成金の見直し	51
6 受益と負担の適正化	52
取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組	53
1 地方分権改革に向けた具体的な取組の推進	53
2 国の制度見直し等に向けた提案	54
取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用	56
1 都市基盤施設の整備	57
(1) 事業選択の考え方	
(2) 既存計画の見直し	
(3) 維持管理の負担を勘案した施設整備	
(4) さまざまな環境変化に柔軟に対応できる施設整備	
(5) 効率的な整備・運営手法の導入	
2 戦略的な資産活用	60
(1) 資産マネジメントプランの策定	
(2) 資産マネジメント戦略の考え方	
(3) 資産マネジメントの具体的な方策	

第5章 推進体制と進行管理

1 川崎市行財政改革委員会	67
2 川崎市行財政改革推進本部会議	67
3 川崎再生ACTIONシステム（事務事業総点検）の活用	67

第1章 想定を超える環境変化と再び直面する厳しい状況

1 所期の目的を達成しつつある「川崎再生」の取組

本市は、2002（平成14）年度当時、1972（昭和47）年の指定都市移行以来、最も深刻な財政逼迫状況に直面していました。その後の財政収支を見通したとき、それまでの行財政運営をそのまま続けて行くとすれば、2005（平成17）年度には一般会計決算が赤字となり、さらに2006（平成18）年度には「財政再建団体」に転落してしまうという、危機的な事態にありました。

こうしたことから、2002（平成14）年7月に「財政危機」を宣言し、行財政改革を市政運営の最重要課題に位置づけ、3次にわたる「行財政改革プラン」に基づく「川崎再生」の取組を着実に推進してきました（以下、3次にわたる「行財政改革プラン」を、それぞれ、「第1次改革プラン」、「第2次改革プラン」、「新改革プラン」という。）。この「川崎再生」の取組は、主に右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換をめざして、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」の3つの取組を中心に、全市を挙げて改革を推進してきたものです。

こうした3次にわたる改革プランに基づく取組により、「2009（平成21）年度予算において収支均衡を図る」という、「第1次改革プラン」策定時からの財政的な目標を達成するとともに、改革の成果については、子ども関連施策をはじめとする市民サービスに還元するなど、所期の目的については概ね達成しつつあります。

2 想定を超える環境変化

現在、日本社会をとりまく環境が大きくかつ急速に変化し、国・地方を通じた財源不足が大幅に拡大するなど、国全体が極めて厳しい状況下にあります。これまで改革の取組を着実に進めてきた本市においても例外ではありえず、再び厳しい状況に直面しています。

（1）極めて厳しい財政状況

ア 世界的な経済危機とその影響

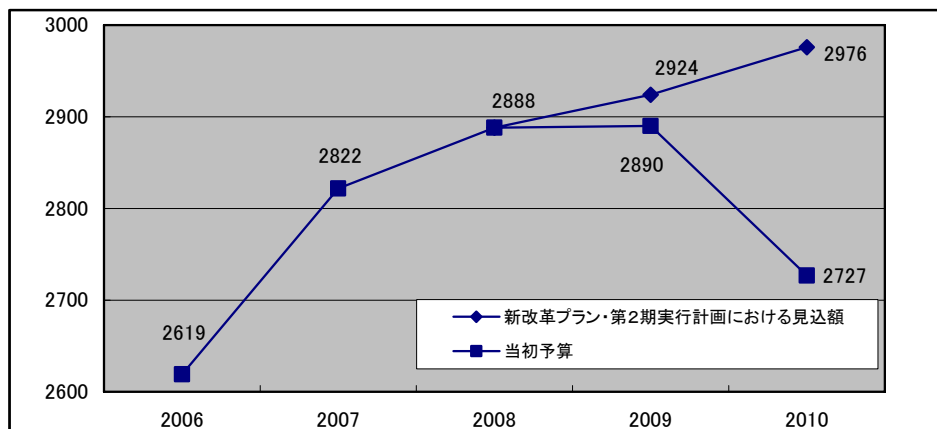
これまでの改革の取組により、2009（平成21）年度予算においては「減債基金（※）

からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という財政的な目標を達成するとともに、決算においては、2003（平成15）年度に減債基金から借入れた17億円についても返還することができました。

しかしながら、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な経済危機は、これまでの行財政改革の推進やグッドサイクルのまちづくりにより、持続可能な財政構造の構築を着実に進めてきた本市にとっても極めて厳しいものとなっています。

2010（平成22）年度の当初予算においては、市税収入が前年度と比較して163億円、率にして5.6%の大幅な減少となり、これまでの緩やかな増収傾向から、過去最大の減収へと大きく転換しました（図表1）。

図表1 市税収入の推移（単位：億円）



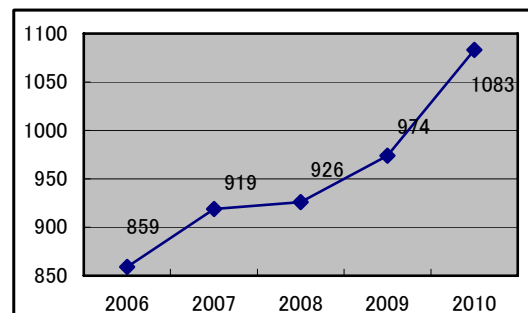
(※) 減債基金とは、将来、市債（市の借金）を返済するために積み立てている貯金のこと。

イ 2010（平成22）年度予算における減債基金からの新規借入れ

市税収入が過去最大の減収となった一方で、扶助費については増加の一途をたどっており、2009（平成21）年度（974億円）から2010（平成22）年度（1,083億円）にかけては109億円増加し、1割以上の増となっています（図表2）。

その主な要因として、市民が日々の生活を安心して送るために必要な施策を着実に実施するため、待機児童対策として保育受入枠を1,178人拡大したことなどにより、「多様な保育の充実」にかかる予算が前年度と比

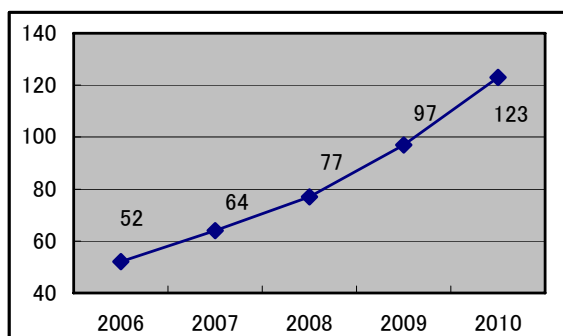
図表2 扶助費の推移（当初予算）（単位：億円）



※子ども手当創設による増分を含む2010（平成22）年度の扶助費総額は1271億円

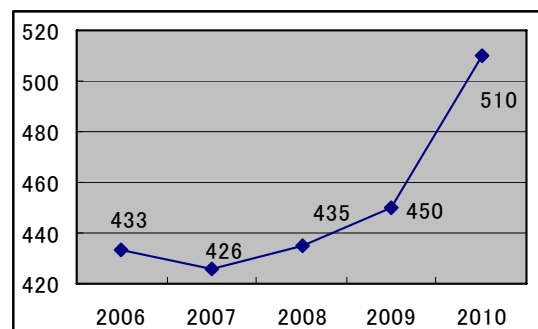
較して39億円の増加となったこと（図表3）、また生活保護費についても、高齢化の進展や厳しい社会経済状況の影響等から60億円の増加となったことなどが挙げられます（図表4）。

図表3 民間保育所運営費等の推移（当初予算）
（単位：億円）



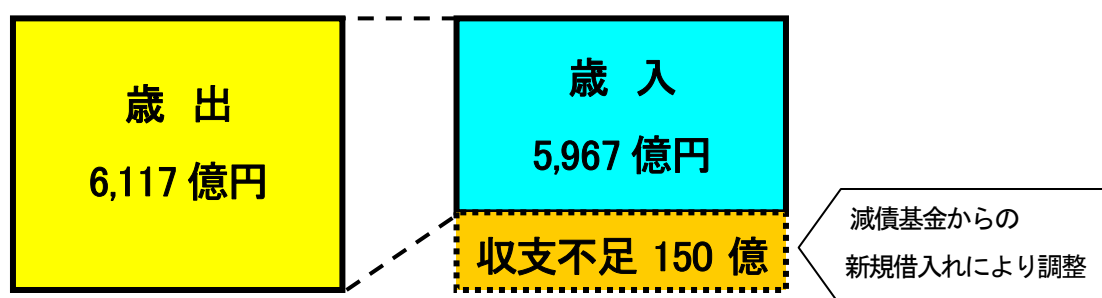
※保育所整備費等を含む2010（平成22）年度の「多様な保育の充実」にかかる予算額は187億円
（対前年度+39億円）

図表4 生活保護扶助費の推移（当初予算）
（単位：億円）



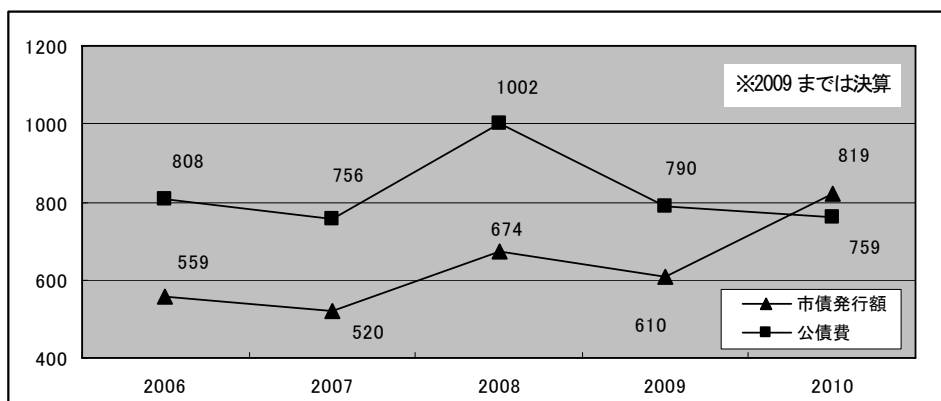
こうした市税の減収や扶助費の増加等に対して、2010（平成22）年度予算においては、地方債の活用をはじめとした財源対策を講じても収支不足を解消することができず、減債基金からの150億円の新規借入れを計上せざるを得なかったところです（図表5）。

図表5 2010（平成22）年度予算における歳入と歳出の状況



さらに、過去5年間のプライマリーバランス（基礎的財政収支）を振り返ってみると、2009（平成21）年度までは市債の元利償還等の費用である公債費がその年度の市債発行額を上回っていたものの、景気悪化により、市税収入が大幅に減少した2010（平成22）年度には、両者の関係は逆転するに至っています（図表6）。

図表6 プライマリーバランス（基礎的財政収支）（単位：億円）



ウ 今後の財政状況の見通し

今後についても、他都市に比較して強い財政力を備えた本市といえども、当面は税収の大幅な回復は見込めないとともに、ピークを迎えるまでの人口増加や高齢化の進展に適切に対応するための経費が大きく増えることが見込まれるなど、ここ数年の本市の財政状況は、さらに厳しさを増すことが想定されます。

このような現状を踏まえて、外部の学識経験者を交えた「川崎市の財政に関する研究会」において、一定の条件のもとで機械的に算定した、「今後10年間の収支見通し」として、高位・中位・低位の3通りの推計を行いました。

このうち、一定の景気回復を想定した中位の収支見通しによると、歳入において、市税収入の増加が見込まれる一方で、歳出では、扶助費や社会保障関係の繰出金等の増加が見込まれることから、今後、毎年150億円から200億円を超える収支不足が継続しています（図表7）。

図表7 今後10年間の収支見通し（一般財源ベース）

（2010(平成22)年8月公表「川崎市の今後10年間の収支見通し」より「中位見通し」を抜粋）

収支見通し(中位推計)

(単位 億円)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
歳入合計	3,390	3,470	3,482	3,491	3,517	3,530	3,553	3,583	3,594	3,619	3,664
市税	2,727	2,788	2,810	2,827	2,848	2,856	2,886	2,916	2,928	2,959	2,992
その他	663	682	672	664	669	674	667	667	666	660	672
歳出合計	3,540	3,624	3,631	3,665	3,674	3,719	3,754	3,776	3,807	3,841	3,872
人件費	902	889	859	862	849	851	844	833	816	817	815
扶助費	447	456	472	479	487	495	501	507	512	518	524
公債費	717	726	734	742	738	749	758	762	784	790	794
投資的経費	191	191	193	196	200	204	208	213	217	221	226
その他	1,283	1,362	1,373	1,386	1,400	1,420	1,443	1,461	1,478	1,495	1,513
収支不足額	-150	-154	-149	-174	-157	-189	-201	-193	-213	-222	-208

※この収支見通しでは、行財政改革の効果額は見込んでいません。

行政改革推進債、退職手当債、国民健康保険事業特別会計繰出金の一部未計上の財源対策は見込んでいます。

(2) 本市の将来人口

ア 当面の人口増加と減少期への移行

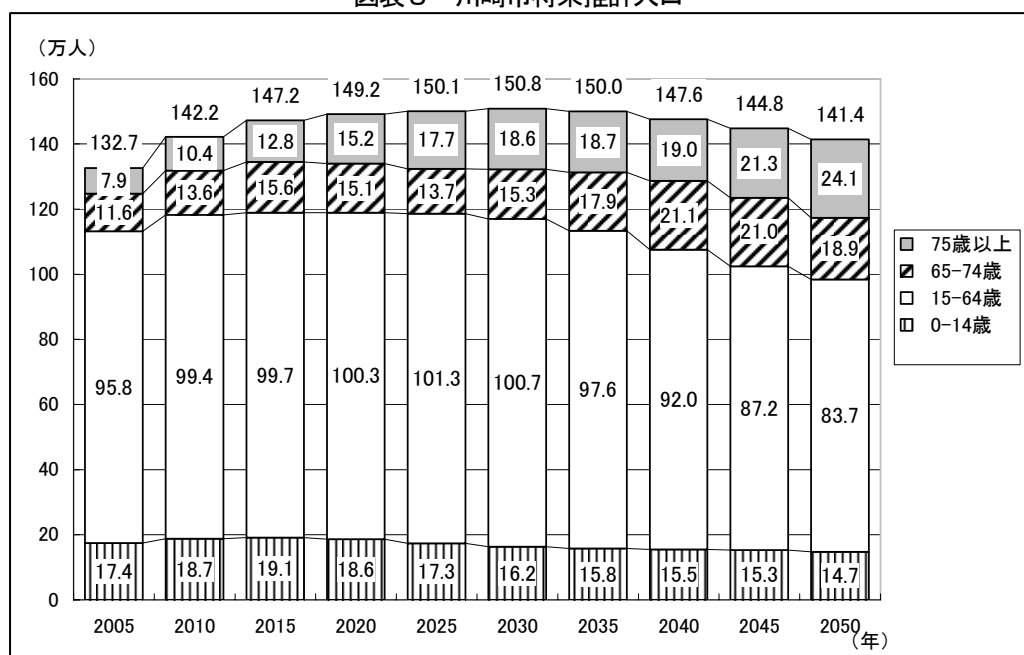
直近の人口推計によると、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、本市の人口は当分の間増加する傾向にあり、2030（平成42）年時点で約150.8万人とピークに達します。その後、人口減少期に移行し、2050（平成62）年には現在と同程度の人口（約141.4万人）まで減少することが予想されます（図表8）。

イ 進展する高齢化

さらに、本市の人口がピークを迎えるまでの人口増加期においても、65歳以上の老年人口は2010（平成22）年の約24.1万人から2030（平成42）年には約33.9万人となり、人口に占める割合も16.9%から22.5%へと大きく上昇します。中でも、75歳以上の人口は、約10.4万人（7.3%）から約18.6万人（12.3%）と人数・割合ともほぼ倍増し、高齢化の確実な進展が見込まれています。

一方、高齢者については、年齢の面から画一的に福祉サービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、地域社会における公共サービス提供の担い手としての役割が期待されることから、今後の取組として、シニア世代との協働による行政運営の仕組みの構築などが必要であるといえます。

図表8 川崎市将来推計人口



※各年10月1日現在

※単位未満を四捨五入しているため、各年齢の人口と合計値が一致しない場合があります。

(3) 国による政策変更・制度変更

2009（平成21）年8月の衆議院議員総選挙の結果、同年9月に新たな政権が発足しました。新政権はさまざまな施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長の実現と国民生活の立て直しを図っていくものとし、年金・医療・介護など社会保障制度の充実、雇用対策の強化などを掲げました。

そのような状況において、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である、「地域主権改革」が行われています（図表9）。

この「地域主権改革」では、法令による義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、いわゆるひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、地方自治法の抜本見直しや国・地方の協議の場の法制化などが進められることとされています。

本市としては、これらの国による政策変更・制度変更適切に対応していくことが求められています。

図表9 地域主権戦略大綱（構成と概要） 出典:内閣府ホームページより 2010(平成22)年6月

第1 地域主権改革の全体像	
<ul style="list-style-type: none"> ◆「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」 ◆国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視 ◆戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定 ◆総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の效果的・効率的な推進を図る。 	
第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	第6 地方税財源の充実確保
<ol style="list-style-type: none"> 1 取組の意義等 2 これまでの取組と当面の具体的措置 3 今後の課題と進め方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 これまでの取組の実績と成果 2 今後の課題と進め方
第3 基礎自治体への権限移譲	第7 直轄事業負担金の廃止
<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え方 2 具体的な措置 3 円滑な権限移譲の実現に向けて 4 今後の取組 	第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）
第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体の基本構造 2 議会制度 3 監査制度 4 財務会計制度
第5 ひも付き補助金の一括交付金化	第9 自治体間連携・道州制
<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 2 一括交付金の対象範囲 3 一括交付金の制度設計 4 導入のための手順 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 2 今後の取組
	第10 緑の分権改革の推進
	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 2 具体的取組
<p>別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し） 別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置</p>	

第2章 新たな行財政改革プラン策定のねらい

1 「新たな行財政改革プラン」策定の趣旨

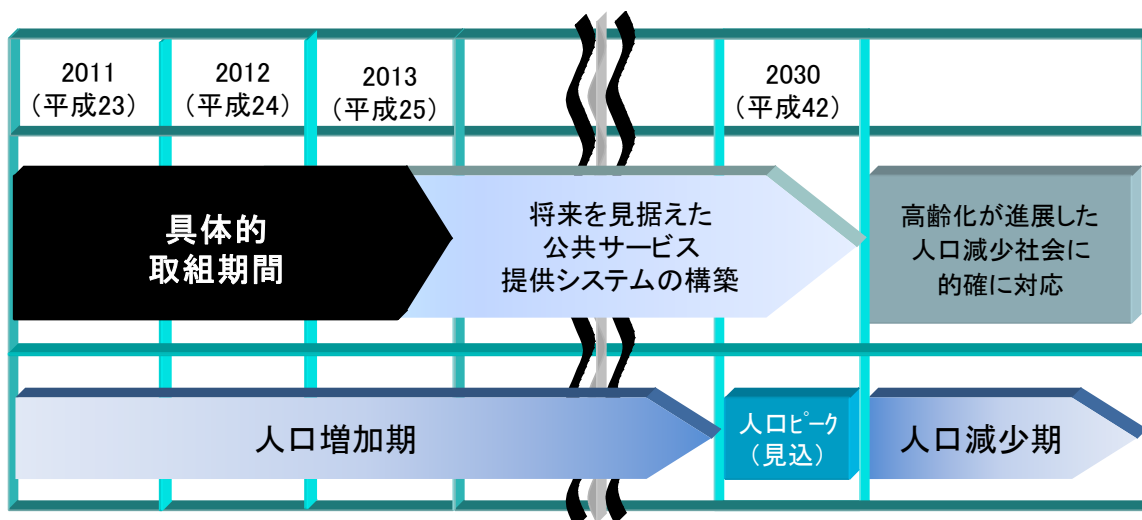
本市をとりまく社会経済状況は大きく変化していますが、さまざまな環境変化の中においても、市民生活の安定の確保に必要な市民サービスを着実に提供するという地方自治体としての責務は不変のものです。こうした責務を効率的・効果的に果たすためには、不断の改革の取組により、現在の極めて厳しい状況を乗り越えるとともに、将来に向けた公共サービス提供システム改革の方向性を明らかにし、そこに向かって着実な歩みを進めていくことが大変重要です。

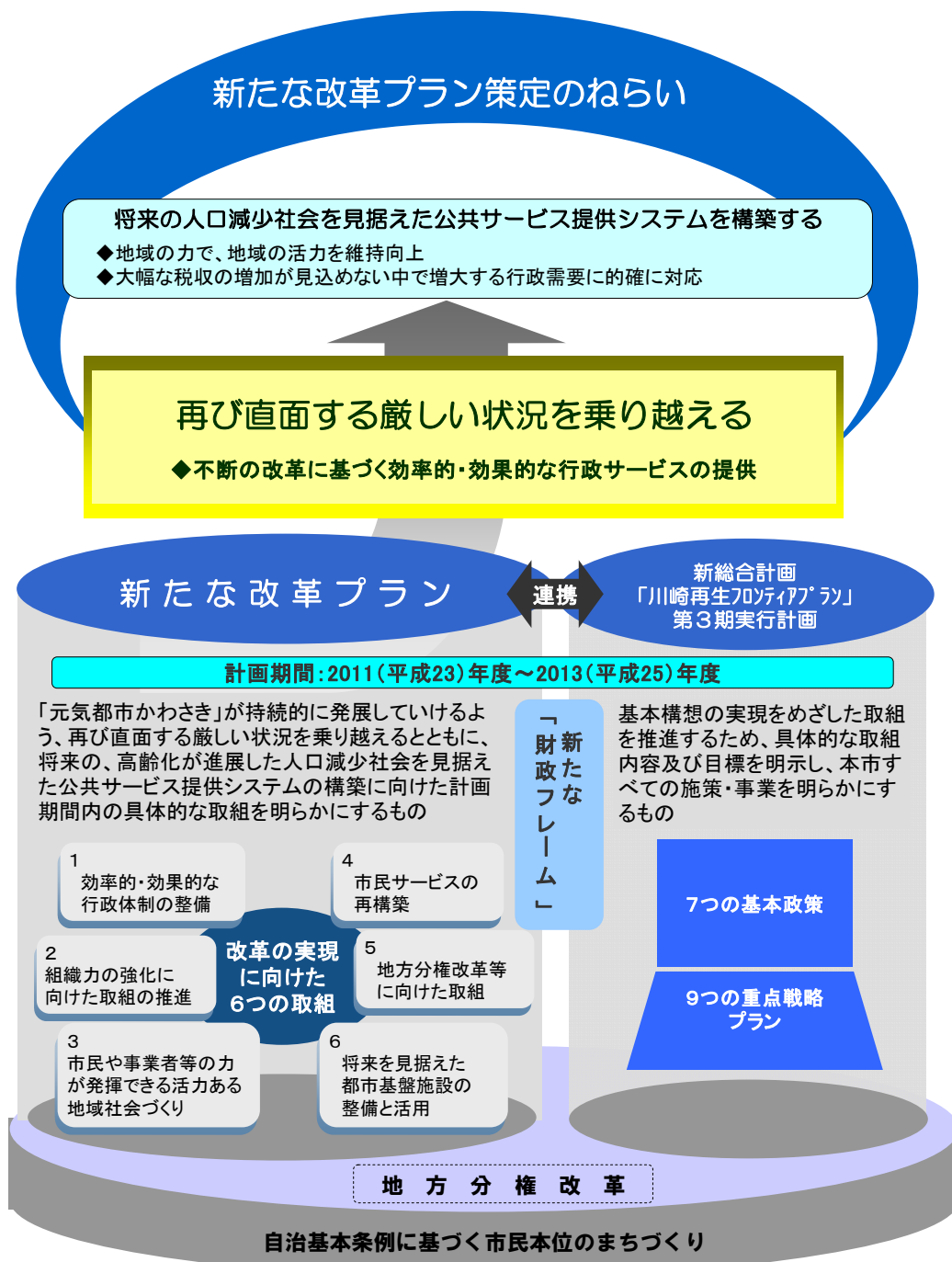
そこで、「新たな行財政改革プラン」（以下「新たな改革プラン」という。）を策定し、やがて来る人口減少期を見据えて、「元気都市かわさき」が20年先、30年先と持続的に発展していけるよう「活力とうるおいのある都市づくり」を進めます。

この「新たな改革プラン」は、2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの3か年を計画期間とし、再び直面する厳しい状況を乗り越えるとともに、将来の、高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムの構築に向けた期間内の具体的な取組を明らかにするものです。

なお、依然として予断を許さない景気動向や、地域主権戦略をはじめとする国の政策などの内容・時期が現時点では明らかでないことから、必要に応じて取組スケジュールを変更するなど、情勢の変化に的確かつ機動的に対応することとします。

「新たな改革プラン」の計画期間





2 将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムの構築に向けて

「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』」で示すまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、将来の、高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムの構築に向けて、中長期的にめざすものとして以下の3点を掲げ、地域の活力を維持向上するとともに、大幅な税収の増加が見込めない中においても増大する行政需要に的確に対応できるよう、改革の取組を進めていきます。

(1) 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会

高齢化が進展した人口減少社会において、さまざまな世代の市民が生きがいをもって、いきいきと暮らしていくためには、それぞれが持つ経験や知識、能力を地域で発揮し、活躍する場が必要です。

また、地域の課題を、市民が自ら解決していくことを基本としながら、市民から信託を受けた部分を自治体が担うという考え方に基づいて、分権型社会にふさわしい市民自治の充実を図ることは、地域の活力を高めるだけでなく、さまざまな課題などを解決するための方策となります。今後も、市民や事業者等の力が発揮できる地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

(2) 誰もが便利に効率的に公共サービスを楽しむ都市基盤

高齢化が進展した人口減少社会を見据えた都市基盤の整備としては、既成市街地におけるさまざまな都市機能を再編整備し、効率的な機能を持たせるコンパクトなまちづくりが重要となってきます。

これまで進めてきた、拠点駅とその周辺を中心とした整備を引き続き推進するとともに、施設の更新等を契機にコミュニティ重視の都市基盤を充実するなど、今後も、誰もが便利に、かつ効率的に公共サービスを楽しむような都市機能への転換をめざしていきます。

(3) 新たな成長産業に支えられた確かな地域経済基盤

税収の自然減も想定される人口減少期に向けては、地域経済基盤のさらなる強化に取り組むことが必要であり、中国をはじめとしたアジア諸国などの存在感が増大し、世界経済の枠組みが変化する中では、国際社会における成長戦略が重要です。

これまでも、環境・ライフサイエンス分野、福祉分野をはじめとした新たな成長産業を育成、支援しながら国際社会に貢献し、持続的に発展していくような取組を進めてきたところであり、今後もこうした取組を積極的に推進し、地域経済基盤の強化を進めていきます。

第3章 改革を推進するための基盤となるもの

再び直面する厳しい状況を乗り越えるとともに、中長期的にめざす「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」をはじめとした3点の実現に向けて、今後も「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」や「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』実行計画」との連携を図りながら、「財政フレーム」に基づく計画的な行財政運営を進めます。さらに、高い自由度のもとで、自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、「地方分権改革」への的確な対応を図っていきます。

1 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

本市では、2005（平成17）年4月に「川崎市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という。）を施行し、自治の基本理念として市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを明らかにするとともに、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として定め、これまで、「川崎市区民会議条例」、「川崎市パブリックコメント手続条例」、「川崎市住民投票条例」をはじめとした自治運営の仕組みを構築してきました。

また、区役所を従来の窓口サービス提供機能に加え、「地域の課題を自ら発見し、解決に取り組む市民協働拠点」として位置付け、区役所の組織整備、機能強化などを図るとともに、区民会議を設置して区民の参加と協働により地域の課題解決に向けた調査審議を行うなど、区行政改革の取組を進めています。

今後は、暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民の市政への参加を促進するとともに、町内会・自治会や市民活動団体、事業者など、多様な主体との協働により、市民本位のまちづくりを進めていくことが重要です。

2 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」実行計画

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」（以下「新総合計画」という。）は、急速な社会経済環境の変化に的確に対応し、「活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか」という視点から、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、実行性の高い地域経営プランとして策定した本市の総合計画です。

2010（平成22）年度において、「新たな改革プラン」と並行して策定を進めている「第

3期実行計画」は、「新総合計画」で示すまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、本市のすべての事務事業を対象として、第2期までの取組の成果を踏まえながら、課題や環境変化に的確に対応し、概ね10年間を目標年次とする基本構想の実現をめざした取組を推進するために策定するものです。また、「第3期実行計画」においては、本市において引き続き見込まれる人口増への対応を図るとともに、将来的な人口減少期への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえ、次期総合計画を視野に入れた取組を推進することとしており、「新たな改革プラン」は、この「第3期実行計画」の内容と十分な連携を図りながら策定作業を進めています。

3 「財政フレーム」の策定

(1) 持続可能な財政基盤の構築に向けた取組の継続

わが国経済の見通しは、当面は雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の改善などを背景に企業収益の改善が続く中で、景気が自立的に回復へ向かうことが期待されています。一方で、海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など景気を下押しするリスクが存在し、また、雇用情勢の悪化懸念も依然として存在しているとされています。

こうした中で、本市の市税収入については、収支見通しにもあるように、今後、一定の増加が見込まれるところですが、短期的に大幅な回復が見込める状況ではありません。

また、少子高齢化の進展や当面の人口増加などによる行政需要は、今後も増大することが見込まれ、本市の財政状況は今後とも厳しい状況が続くことが想定されます。あわせて、地方分権改革に向けた国の各種制度の変更などに対しても、的確に対応する必要があります。

こうした状況において、市民生活の安全・安心を確保するための行政サービスを着実に提供するためには、持続可能な財政構造の構築が不可欠であることから、今後も引き続き行財政改革を推進する必要があります。

(2) 財政運営の基本的な考え方

これまでも、「新総合計画」の着実な推進によるまちづくりの基本目標を実現する

ため、中長期的な都市経営の視点に立った財政運営を可能とする強固な財政基盤の構築に向けて、行財政改革の取組を推進してきました。

前述のとおり、本市をとりまく今後の社会経済環境の変化に対応するためには、中長期的な視点にたつて、「効率的・効果的な行政体制の確立」、「市民サービスの再構築の取組」など、さまざま取組を着実に推進することが必要です。

2007（平成19）年度の「川崎市財政問題研究会報告書」において示された下記の12の指標を、財政運営の参考としてきましたが、2009（平成21）年度決算では、現時点で算定可能なものでは、3つの指標を除いて目標をクリアしている状況です。

今後とも持続可能な財政構造を構築するためには、各指標の数値について現状を維持することはもとより、類似団体比較や数値の推移等も勘案し、財政運営を行う必要があります。

（2007（平成19）年8月公表「川崎市財政問題研究会 最終報告書」より）

財政運営上の基準とする指標等

- (1) 会計の収支状況を把握するための指標
 - ◆実質赤字比率
 - ◆連結実質赤字比率
- (2) 財政構造の弾力性の確保のための指標
 - ◆経常収支比率
 - ◆市税収入に対する義務的経費の割合
- (3) 将来負担の縮減を図るための指標
 - ◆プライマリーバランス
 - ◆市民一人当たり市債残高
 - ◆実質公債費比率
 - ◆将来負担比率
 - ◆将来負担返済年数
- (4) 企業会計等の経営の健全化を推進するための指標
 - ◆基準外繰出金
 - ◆資金不足比率
 - ◆負債比率

（3）新たな「財政フレーム」

これまでの改革プランでは、行財政運営の指針として歳入歳出の見込みと財源対策、さらには、行財政改革による効果額を示すとともに、減債基金からの借入れ予定を明

示した「財政フレーム」を作成し、「2009（平成21）年度に減債基金からの借入れを行わずに収支均衡を図る。」という財政的な目標の達成に向けて、計画的な財政運営を行ってきました。

特に、「第2次改革プラン」以降の「財政フレーム」は、実行計画と密接に連携し、すべての事務事業について計画事業費を積み上げて策定しています。

今後も、「新総合計画」の目標を着実に実現するため、経済状況の見通しと、「新たな改革プラン」における取組の効果等を反映した、新たな「財政フレーム」を策定し、健全で持続可能な財政構造の構築に向けた道筋を、今年度末を予定している「新たな改革プラン」の中で明らかにしていきます。

なお、2010（平成22）年度予算では、景気悪化の影響から、やむを得ず臨時的な対応として減債基金からの借入れを行ったところですが、この対応は、実質公債費比率への影響はもとより、「将来の安定的な公債償還のための積立」という、この基金の性格からも、可能な限り早期に借入れをせずに収支均衡を図ることが必要であり、「財政フレーム」を策定する中で今後の対応方針を明確にしていきます。

4 地方分権改革

（1）背景

現在の国家システムは、国、都道府県、市町村の3層構造を基本とし、権限、財源、情報等が国に集中した中央集権的な行財政の仕組みとなっていますが、二重行政や、法令等に基づく義務付け・枠付けが多く存することなどのため、社会経済状況の著しい変化に伴い生じたさまざまな課題や行財政需要に対して、地方自治体が迅速・的確・柔軟に対応することが困難となっています。

そのため、地方自治体が、自ら決定し、実行するために必要な事務権限を有することなどにより、高い自由度のもとで自主的・自立的な行財政運営を行うことが可能となるよう、地方分権改革を推進することが求められています。

（2）国の動向

現在、国においては、「地域主権改革」の取組が進められています。具体的には、2009（平成21）年12月に閣議決定された「地方分権改革推進計画」に基づき、法令に

よる義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大などを内容とする「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」などが第174回通常国会に提出されました。また、2010（平成22）年6月には、法令による義務付け・枠付けのさらなる見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保等を内容とする「地域主権戦略大綱」が閣議決定されました。さらに、2012（平成24）年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」が策定され、地域主権改革の一層の推進に向けて取り組むこととされています。

また、2010（平成22）年1月に総務省に設置された地方行財政検討会議においては、大都市制度のあり方などが検討される予定となっています。

（3）本市の対応

本市は現在、包括的な事務権限等が不足しているとともに、法令等による義務付け・枠付けが多く存在していることなどのため、高い自由度のもとで自主的・自立的な行財政運営を行っていくことが困難であるという問題に直面しています。

こうしたことから、本市としては、国の動向に適切に対応し、効率的・効果的な事務事業の実施が行われるよう、条例整備や体制の整備などを的確に行うとともに、地方分権改革のさらなる推進のため、必要な制度の実現や見直しについてあらゆる機会を通じて国等へ積極的に働きかけていきます。

また、社会経済状況の変化への対応が不十分であり、また市民の利便性や制度の安定的運営の観点からも多くの問題を抱えている、社会保障をはじめとするさまざまな国の制度について、必要な見直しを国等に積極的に働きかけていきます。

第4章 改革の実現に向けた6つの取組

取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備

本市は、これまでの3次にわたる改革プランにおいて「3年間で約1,000人の職員の削減」という目標をそれぞれ掲げ、行財政改革の取組を着実に推進してきました。

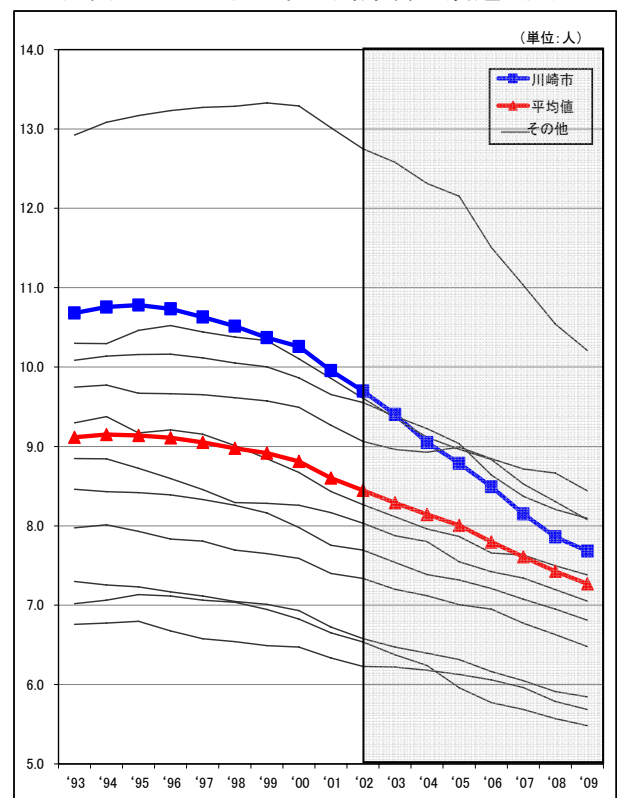
「民間でできるものは民間で」という原則に基づき、事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図った結果、2002（平成14）年度から2009（平成21）年度までの8年間で、2,509人の職員を削減しました。

こうした職員数の推移について、2002（平成14）年当時に政令指定都市であった12都市との関係で比較するため、総務省が実施している「地方公共団体定員管理調査」のデータに基づき、人口千人あたりの職員数について1993（平成5）年から2009（平成21）年までの経年変化をグラフ化しました。

各都市においても職員の削減に取り組み、全体的に右肩下がりの傾向が続いている中、本市は1993（平成5）年から2003（平成15）年までは多い方から2番目でしたが、2002（平成14）年以降の厳しい行財政改革の取組により、他都市も職員削減を続けている中、現在は5番目となっています（図表10）。

このような状況は12都市平均との差においても現れており、1993（平成5）年では平均を大きく上回っていましたが、現在は平均値に近づいてきています。

図表10 人口千人あたり職員数（普通会計）



※「普通会計」とは、全会計のうち各都市によって異なる状況にある公営企業等会計を除いたものをいいます。

※「12都市」

札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、川崎市

※「地方公共団体定員管理調査」（総務省実施）

地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態を調査し、適正な定員管理に資することを目的として、すべての地方公共団体を対象として、毎年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数について調査するもの。

定員管理調査においては、右図のような部門分けがされている。

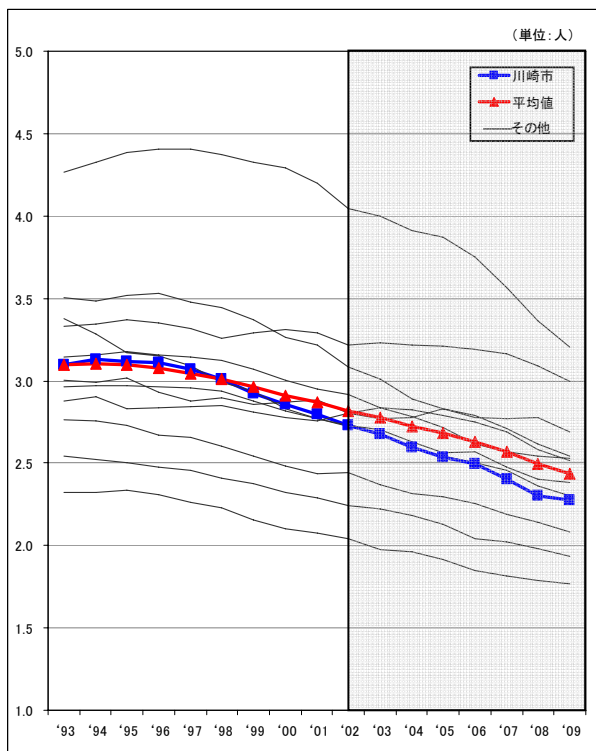
定員管理調査における部門分け

全体			
普通会計			公営企業等会計
一般行政		教育	
一般管理	福祉関係	警察 消防	

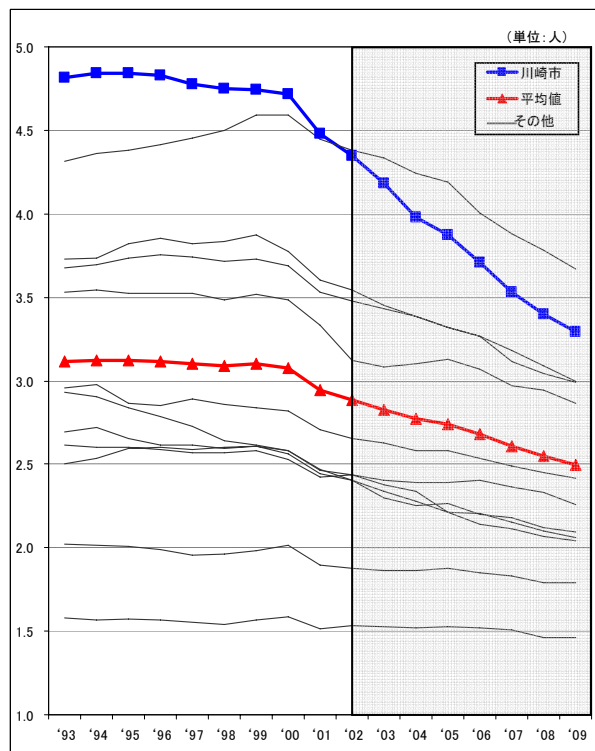
しかしながら、依然として平均値を上回っている状況にあることから、その要因について分析してみると、本市職員数は、総務・税務・土木などを含む「一般管理」部門（図表11）では、12都市平均値を下回っている一方で、民生・衛生部門からなる「福祉関係」部門（図表12）が極めて高い数値となっていることがわかります。

この「福祉関係」については、2002（平成14）年以降の行財政改革の取組期間中、他都市に比べて最も急激な下落傾向を示しているものの、依然として平均値を大きく上回っている状況にあることから、現状と課題をより詳細に把握するため、「福祉関係」部門を構成する「民生」部門と「衛生」部門について、さらに分析します。

図表11 人口千人あたり職員数（一般管理）



図表12 人口千人あたり職員数（福祉関係）



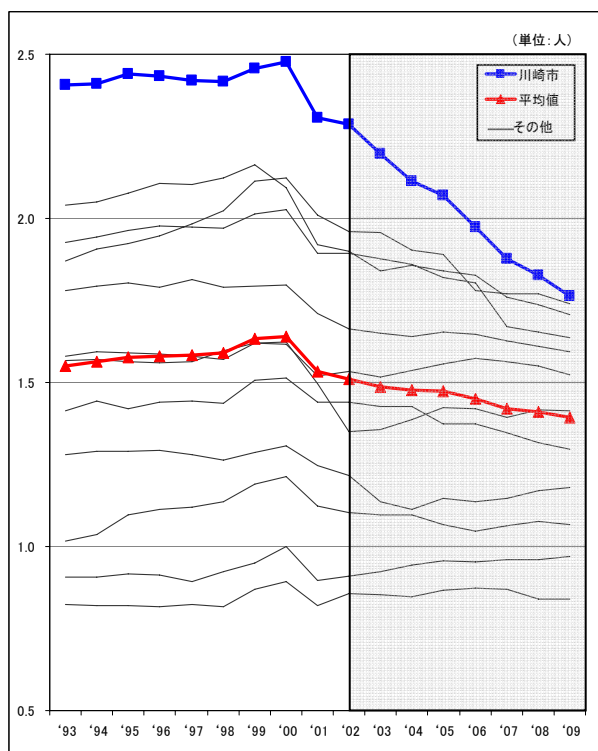
【「民生」部門】

福祉事務所や保育所、障害者福祉施設などに従事する職員で構成される「民生部門」（図表13）は、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激な下降を示しているものの、1993（平成5）年から2009（平成21）年まで一貫して、人口千人あたりの職員が最も多い状況となっています。

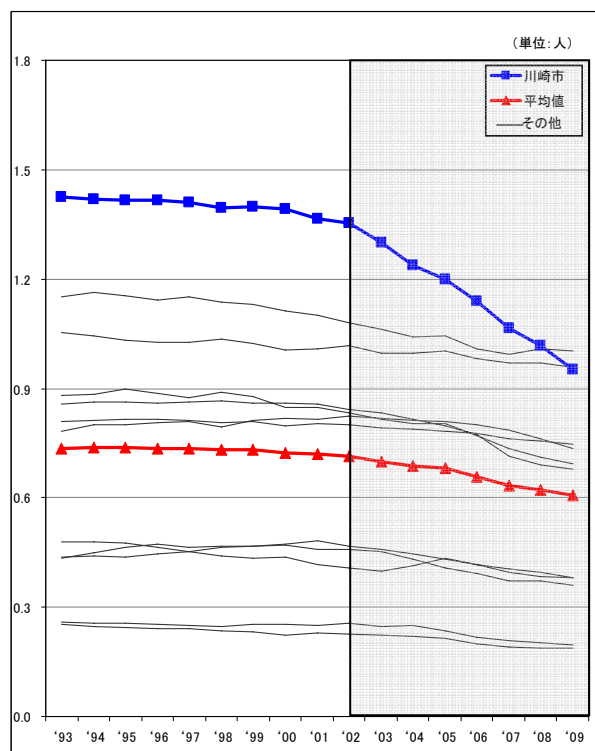
ほぼ同様の傾向は、民生部門を構成する部門の一つである「保育所」部門（図表14）でも見られ、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激に数値が下降しています。

が、依然として職員数が多い状況にあります。この「保育所」部門は、「民生」部門職員数の半数以上を占めていることから、「民生」部門の高い数値は「保育所」部門の職員数に拠るところが大きいといえます。

図表13 人口千人あたり職員数（民生部門）



図表14 人口千人あたり職員数（保育所）

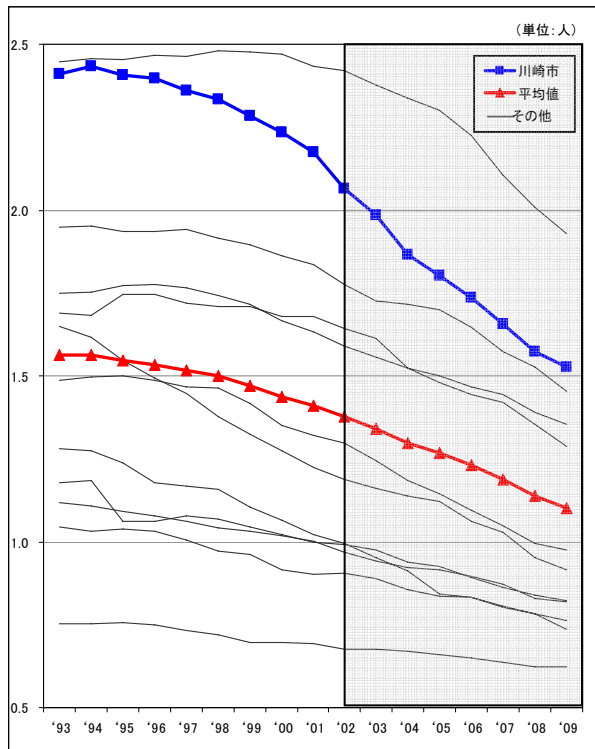


【「衛生」部門】

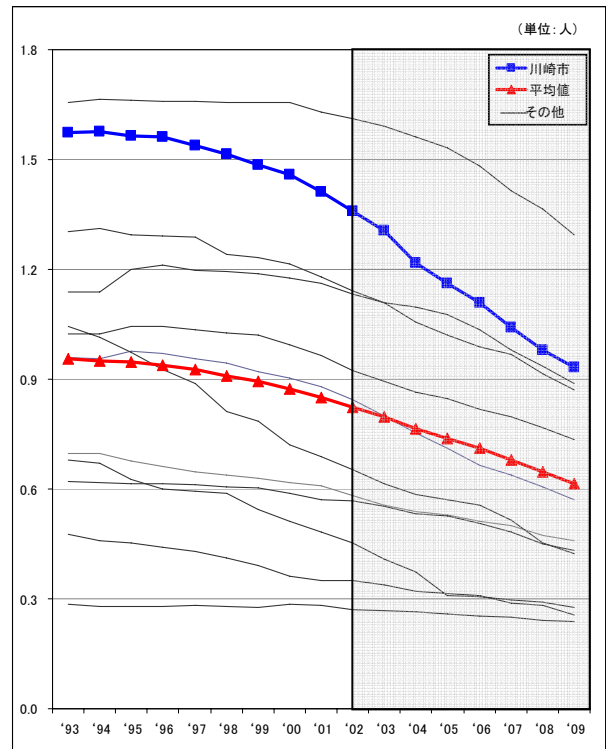
保健所やごみ・し尿の収集・処理などに従事する職員で構成される「衛生」部門（図表15）は、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激な下降を示しているものの、1993（平成5）年から2009（平成21）年まで一貫して、人口千人あたりの職員が多い方から2番目という状況となっています。

「衛生」部門を構成する部門の一つである「清掃」部門（ごみ処理等に従事する職員で構成）（図表16）でもほぼ同様の傾向となっており、12都市中、最も急激に職員数が下降していますが、依然として職員数が多い状況にあります。この「清掃」部門は、「衛生」部門職員数の半数以上を占めていることから、「衛生」部門の高い数値は「清掃」部門の職員数に拠るところが大きいといえます。

図表 15 人口千人あたり職員数（衛生部門）



図表 16 人口千人あたり職員数（清掃）



「第1次改革プラン」に基づく改革に着手する前の本市の行政体制の最大の特徴は、直営方式で多くの事業を実施してきたこと、そのために手厚く職員を配置してきたことにありました。これは、指定都市への移行にあわせて大量の職員を採用し、指定都市移行に伴う移管事務や新設された区役所業務に対応するとともに、保育園やごみ収集・処理等を直営により実施してきたことによるものであり、こうしたことを踏まえた上で、これまでも改革の取組を推進してきたところです。

しかしながら、上記の部門別の職員数の他都市比較により、現時点における状況を分析してみると、依然として「保育」部門と「清掃」部門の職員数が多く、この両部門の業務執行体制には課題があることがわかります。

他都市の状況を分析してみると、この両部門の業務については民間活用による事業執行が主流となっています。本市においても、「保育」部門の業務について、運営手法を効率的で効果的なものに変えていくため、公立保育所の民営化を進めるとともに、「清掃」部門の業務についても、事業系ごみの民間事業者による収集への移行や資源物収集運搬業務等の民間委託化などを図ってきたところですが、今後の取組においても、保育所など「民生」部門やごみ収集・処理等の「衛生」部門にかかる業務執行体制については、民間活用をはじめとするサービス提供手法の見直しを重点的かつ計画的に進めていく必

要があるといえます。

他の部門についても、当面の人口増加や高齢化の進展による新たな行政需要の増大に的確に対応するため、これまで推進してきた行政体制の再整備の取組を踏まえ、従来の業務執行手法について改めて検証を行うとともに、民間活用のさらなる推進や適正な組織規模や職員配置のあり方についての検討等に基づき、より一層の効率的・効果的な行政体制の整備を進めます。

また、あわせて効率的な行政経営基盤の確立や、出資法人改革についても引き続き推進します。

さらに、現在国では、住民基本台帳や税などの市町村等に共通した業務を標準化した上で、複数の自治体でシステムを共同利用することによりコスト削減や業務の効率化を可能とする「クラウド・コンピューティング」の地方自治体への導入に向けたさまざまな取組が検討されるなど、行政事務のさらなる効率化に向けた新たな取組が進められています。本市においても、コンピュータシステムの維持管理コストの増大を課題と認識し、縮減に向けて取り組んでいる状況であり、こうした動向についても注視しながら、より一層の簡素で効率的な執行体制の構築をめざします。

1 職員削減目標の設定

これまでの改革プランにおいては、3次にわたり「3年間で約1,000人の職員削減」という数値的な職員削減目標を掲げ、行政サービス提供手法の転換や簡素で効率的な執行体制の構築に向けた改革の取組を推進してきました。

今回の「新たな改革プラン」においても、今後の策定過程において改革の取組の具体化を図るとともに、国の地域主権改革の進捗等も勘案しながら職員削減目標を設定し、今年度末を予定している「新たな改革プラン」策定時点において明らかにしていきます。

2 公共サービスにおける民間部門のさらなる活用

民間活用に関する本市の基本的な考え方や、民間部門を適切に活用する上での標準的な手順等を示した「川崎市民間活用ガイドライン」に基づき、本市が直接実施する事務事業について、安全で良質な公共サービスを提供しながら適切な民間活用を図ります。

特に、公の施設への指定管理者制度の導入については、未導入施設への制度導入に向

けた検討を進めるとともに、2010（平成22）年度に新たに設置した「民間活用推進委員会」を活用し、さらなる民間活用の推進を図ります。

（1）公の施設の管理運営（指定管理者制度の導入等）

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
生田緑地の横断的な管理運営体制の構築	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園について、指定管理者制度を活用した横断的管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。
市民ミュージアム改革の推進と管理運営体制の見直し	引き続き市民ミュージアム改革に取り組むとともに、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の見直しに向けた検討を進めます。
保育所の民営化	市が直接運営する保育所について、施設の老朽化や保育需要の増大・多様化などを踏まえながら、引き続き民営化の取組を進めます。
北部地域療育センターの民営化	北部地域療育センターについて、民間部門を活用した管理運営について検討を進めます。
南部市場の管理運営体制の見直し	南部市場について、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の見直しに向けた検討を進めます。
北部市場の管理運営体制の見直し	北部市場について、管理運営体制の見直しに向けた検討を進めます。
リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築	リハビリテーション福祉・医療センターについて、各施設の再編整備等にあわせて、管理運営体制の再構築等に向けた検討を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）中央療育センター（現中部地域療育センター及びしいのき学園）への指定管理者制度の導入 ・重度障害者等生活施設への指定管理者制度の導入 ・（仮称）中部児童養護施設への民間部門を活用した管理運営の導入 など
福祉センター各施設への指定管理者制度の導入	福祉センター各施設の管理運営について、各施設の再編整備にあわせて、指定管理者制度の導入に向けた検討を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・盲人図書館への指定管理者制度の導入 ・わーくす日進町への指定管理者制度の導入 ・南部地域療育センターへの指定管理者制度の導入
自転車等駐車場への指定管理者制度の導入	自転車等駐車場の管理運営について、利用者に対する質の高い公共サービスの提供に向けた施策展開の中で考え方を整理するとともに、料金体系の見直し等の取組状況を踏まえ、指定管理者制度の導入に向けた検討を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
多摩川河川敷の管理運営体制の構築	多摩川河川敷のバーベキュー利用に伴う、ごみの大量発生や騒音などの課題解決を図るため、バーベキューの適正利用に向け、社会実験の結果を踏まえ、指定管理者制度を活用した管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。
公園緑地の管理運営体制の再構築	公園緑地の管理運営について、基本的な考え方を整理し、指定管理者制度の導入や市民協働の推進など、管理運営体制の再構築に向けた検討を進めます。
緑ヶ丘霊園への指定管理者制度の導入	緑ヶ丘霊園の管理運営について、指定管理者制度の導入に向けた検討を進めます。
水処理センター・ポンプ場の運転管理業務の委託化	加瀬水処理センター内のポンプ場施設の運転管理業務について、委託化の完了に向けた取組を進めます。 他の施設においても、民間活用に向けた検討を進めます。
教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し	教育文化会館・教育文化会館分館・市民館・市民館分館について、区役所移管の成果を踏まえながら、管理運営体制の見直しに向けた検討を進めます。
図書館等の管理運営体制の見直し	図書館・図書館分館について、管理運営体制の見直しに向けた検討を進めます。

(2) 公共サービス提供における民間部門の活用

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
守衛業務の見直し	守衛業務について、議会守衛業務も含め、委託化等、民間部門の活用に向けた検討を進めます。
総務業務の集約化	各部署共通の定型的な総務業務について、民間委託による集約化に向けた検討を進めます。
区行政サービス総合案内業務の委託化	守衛業務や電話交換業務等を統合した区役所の総合案内業務について、引き続き委託化に向けた取組を進めます。
戸籍入出力業務の委託化	戸籍業務の入出力事務について、引き続き委託化に向けた検討を進めます。
保育所調理業務の委託化	保育所の調理業務について、引き続き委託化を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
地域子育て支援センター事業の運営手法の見直し	市が直接運営する地域子育て支援センターについて、委託化等の民間部門の活用に向けた検討を進めます。
競輪事業の運営手法の見直し	競輪事業の運営手法について、施設の再整備を見据え、民間部門の活用に向けた検討を進めます。
廃棄物収集業務の委託化	資源物の収集について、空き瓶収集業務の委託化に向けた検討を進めるとともに、他の廃棄物収集業務についても効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討を進めます。
廃棄物処理業務の委託化	(仮称) リサイクルパークあさおの運転操作業務について、委託化に向けた検討を進めます。 あわせて、他の処理センターの運転操作業務についても委託化に向けた検討を進めます。
設計・監理業務執行体制の見直し	公共建築や市営住宅の設計・監理業務について、民間部門や公社の活用に向けた検討を進めます。
南部・北部営業センターの業務執行体制の見直し	上下水道局南部・北部営業センターにおける窓口業務等について、民間部門の活用に向けた検討を進めます。
市バス営業所業務の管理委託化	(仮称) 菅生営業所の管理運営について、2011(平成23)年度から管理委託を導入し、井田営業所の管理運営については引き続き委託化に向けた検討を進めます。
学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務について、引き続き委託化を進めます。

3 適正な組織規模や職員配置に向けた取組

これまでの改革の取組では、社会環境の変化等に的確に対応しながら、簡素で効率的かつ機能的な執行体制を構築してきましたが、「自治基本条例」に基づく市民本位のまちづくりや「新総合計画」に掲げる政策課題の実現、さらには地方分権改革への対応に向けて、今後も執行体制の見直しに取り組む必要があります。

本市では、「第1次改革プラン」以来、次の3つの原則に基づいて組織機構の見直しを実施してきました。

- ① 専門化が進み、複雑化する外部環境に対応できること。
- ② 責任の所在が明確で、市民にわかりやすく簡素で効率的であること。
- ③ 多様化している市民ニーズに迅速に対応でき、市民にわかりやすく利用しやすいこと。

こうした基本的な考え方については今後も継承し、社会経済環境への的確な対応を図りながら、「新総合計画」で示すまちづくりの基本目標の実現をめざし、柔軟で機動的な執行体制を確立していきます。

(1) 施設等の整備と関係組織の再編

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
区役所・出張所の機能再編	効率的で利便性の高い区役所窓口サービスの提供に向けて、区役所・出張所等の機能再編を行います。
区役所区民課業務の執行体制の見直し	区役所・出張所等の機能再編にあわせて、区民課業務執行体制の見直しに向けた検討を進めます。
(仮称)市税事務所の整備	職員の専門性を高め、より適正・公平な税務行政を推進するため、各区役所に設置されている税務関連課について、市内3か所の(仮称)市税事務所と1か所の分室に再編します。
環境総合研究所の整備	低炭素社会や循環型社会の構築など、都市と産業の共生に向けた総合的な環境研究などを行う拠点として、環境総合研究所を殿町3丁目地区に整備するための取組を推進するとともに、機能に応じた執行体制の構築に向けた検討を進めます。
総合的な環境対策の強化に向けた環境局の再編	環境総合研究所の整備にあわせて、都市地球環境対策を総合的に推進する体制を強化するため、環境局環境対策部と地球環境推進室を統合し、(仮称)都市地球環境推進部の設置に向けた検討を進めます。
処理センターの再編	ごみの減量化を推進するとともに、3処理センター体制の構築に向けた検討を進めます。 あわせて、鉄道輸送を含めた、効率的・効果的な収集体制のあり方について検討を進めます。
(仮称)健康安全研究センターの整備	衛生研究所の機能を高度化した(仮称)健康安全研究センターを殿町3丁目地区に整備するための取組を推進するとともに、機能に応じた執行体制の構築に向けた検討を進めます。
中央卸売市場食品衛生検査所の機能再編に伴う執行体制の整備	(仮称)健康安全研究センターの整備にあわせて、「食の安全の確保」の観点から検査機能のあり方を検討し、中央卸売市場食品衛生検査所の執行体制見直しに向けた検討を進めます。
水道事業及び工業用水道事業の再構築計画に基づく施設・組織の再編	再構築計画に基づき、水道施設及び工業用水道施設の再編を進めるとともに、再編にあわせた執行体制の見直しに向けた検討を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
(仮称) 麻生消防署栗木出張所の整備	市街化が進んでいる麻生区北西部方面における消防力を強化するため、(仮称) 麻生消防署栗木出張所の整備に向けた検討を進めます。

(2) 効率的な行政運営に向けた内部体制の整備

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
庁用自動車運転業務執行体制の見直し	庁用自動車運転業務について、行政事務遂行上の機動力を確保しつつ、職員配置の見直しに向けた検討を進めます。
公文書管理等業務執行体制の見直し	公文書の管理等について、今後のあり方を検討するとともに、それに伴う情報公開条例の再検証を行い、関連する業務執行体制の見直しに向けた検討を進めます。
契約部門の一元化	公営企業会計の契約部門について、財政局への一元化に向けた検討を進めます。
工事検査部門の一元化	上下水道局の工事検査部門について、財政局への一元化に向けた検討を進めます。
資産マネジメント執行体制の構築	資産の総合的なマネジメントや資産・債務改革について、全庁横断的に推進する執行体制の構築に向けた検討を進めます。
スポーツ施設の管理体制の再構築	各局区が所管する屋内・屋外スポーツ施設について、スポーツ施策の総合的な推進の視点から効果的な管理体制の構築に向けた検討を進めます。
保育所職員配置基準の見直し	保育所職員配置基準について、保育所の効率的な運営を図るため、見直しに向けた検討を進めます。
福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護業務について、増加傾向にある生活保護受給世帯への確に対応するため、効率的な執行体制の構築に向けた検討を進めます。
国民健康保険料の債権確保に向けた執行体制の見直し	国民健康保険料の債権確保について、さらに効率的な執行体制の構築に向けた検討を進めます。
保健福祉センターにおける健康診断及びがん検診事業執行体制の再構築	保健福祉センターにおける健康診断及びがん検診事業について、効率的・効果的な事業執行体制の再構築に向けた検討を進めます。
建設発生土処理業務の一元化	建設緑政局で所管している建設発生土関連業務と港湾局で所管している建設発生土受入業務について、一元化に向けた検討を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
総合的な自転車対策執行体制の構築	自転車対策について、駐輪場整備や啓発等の取組の総合的に展開するための執行体制の構築に向けた検討を進めます。
上下水道局における効率的な組織整備の推進	上下水道局の組織体制について、2010（平成22）年度に行った局再編の効果がより一層発揮される執行体制の構築に向けた検討を進めます。
井田病院改築に伴う診療体制の再構築	井田病院の診療体制について、病院の改築にあわせて再構築に向けた検討を進めます。
救急隊の増強	救急隊について、今後の人口増加や高齢化に対応するため、増強に向けた検討を進めます。

（３）非常勤職員の活用等

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
廃棄物収集車整備業務の非常勤化	生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向等にあわせて非常勤化に向けた検討を進めます。
焼却灰運搬業務の非常勤化	処理センターの焼却灰運搬業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
し尿処理・圧送業務の非常勤化	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
廃棄物中継輸送業務の非常勤化	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
廃棄物海面埋立業務の非常勤化	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
市バス公募嘱託乗務員等の活用	市バス運転業務について、営業所の管理委託の進捗を踏まえ、引き続き公募嘱託乗務員等の効果的な活用を進めます。
学校用務業務の非常勤化	学校用務業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。

4 効率的な行政経営基盤の確立

(1) 給与制度及び福利厚生制度の継続的な見直し

これまでの行財政改革の取組において、給与制度については、給料表、昇給制度の見直しを行い、社会経済環境の変化に合わせた給料水準の引下げや特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。

また、福利厚生制度についても、健康保険料の事業主と被保険者の負担割合の見直しや健康保険組合の解散、福利厚生事業に対する公費負担の見直しなどを推進してきたところです。

こうした取組を通じて、これまでの改革プランにおける給与制度及び福利厚生制度の見直しについては、概ね達成してきました。しかしながら、現在国においては、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の最終報告を踏まえて、人事院等で定年年齢を段階的に65歳まで延長することについて検討が行われるなど、公務員をとりまく状況は大きく変化しつつあります。

今後こうした変化に適切に対応しながら、市民の理解が得られる給与制度や福利厚生制度を確立するため、国や他都市の動向も見据えながら、引き続き見直しに取り組めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
給与制度の見直し	給与制度について、より一層の職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度をはじめとする給与構造の見直しの検討を引き続き行います。特殊勤務手当などの諸手当についても、業務実態や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組めます。
福利厚生事業の見直し	職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、公費負担の見直しを引き続き図ります。

(2) 特別会計・企業会計の健全化の推進

本市の予算は、一般会計のほかに、主に特定の収入をもって特定の事業を行う場合で、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、特別会計を設置しています。また、特別会計のうち、特にその収益で事業経営を行うものについては、企業会計としています。

公共サービス利用者の使用料等を政策的な判断により減額するためには、一般会計（市税）がその分を負担する場合がありますが、単なる赤字補てん的な繰入は縮減するよう、より効率的で自立した財政運営が求められています。

したがって、特別会計や企業会計は、そうした原点に立ち返り、事業の必要性や妥当性を検証しながら、受益と負担のあり方、債権確保策、執行体制などについて見直しを行い、市民生活に必要な公共サービスを効率的かつ効果的に提供するため、施策・制度・体制の再構築を引き続き図ります。

ア 特別会計の健全化の推進

本市の特別会計の中には、一般会計からの基準外の繰入金により、収支を均衡させている会計があります。こうした状況を打開するため、会計の自立をめざし、効率的な事業執行に努め、あわせて債権確保策の強化を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
卸売市場事業会計	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。南部市場は2007（平成19）年度から再編整備を実施しており、今後は民間活力導入等により効率的な運営を推進し、経費の縮減に努めます。北部市場については、2009（平成21）年度に策定した中長期プラン基本計画に基づき施設整備及び管理運営体制の見直し等を推進し、市場の効率的な運営及び財政の健全化を図ります。
国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の趣旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分を行うなど、債権確保の取組を強化して保険料収納率の向上を図ります。

取組事項	取組の概要・方向性
勤労者福祉共済事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。2008（平成20）年度から厚生事業等の業務を委託化し、経費の縮減に努めています。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっていますが、会員拡大等、財政基盤の強化に努めます。
墓地整備事業	墓地使用料について、他都市の状況や民間墓地の価格を考慮し、見直しを検討します。
生田緑地ゴルフ場事業	指定管理者制度の導入など効率的・効果的な運営管理手法について検討を行い、生田緑地全体の管理運営に寄与します。

イ 企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進

企業会計については、これまでも、経営の健全化や受益者負担の見直し等を進め、一般会計からの基準外繰入金の段階的な削減を図り、独立採算による経営が可能となるような財務体質の確立を目標として改革に取り組んできました。

地方公営企業法全部適用の水道、工業用水道、自動車運送、病院の4事業については、これまで「中期の経営計画」を会計ごとに策定し、経営改善に向けた取組を進め、一般会計からの基準外繰入金についても、概ね縮減が図られてきています。

また、下水道事業については、2007（平成19）年度に策定した「川崎市下水道事業中期経営計画」に基づく経営の健全化に向けた取組を進め、中長期的な視野に立った改革を推進し、2010（平成22）年度には、地方公営企業法の全部適用となり、局も「上下水道局」として、水道、工業用水道部門と統合し、事務執行の効率化を図ったところです。

「新たな改革プラン」の計画期間においても、これまでの取組の進捗状況を見極め、市民サービスの向上、効率的な組織体制に向けた取組等、それぞれの会計が抱える課題解決を推進することで、結果として基準外繰入金の廃止やさらなる縮減を図る必要があります。

【主な取組】

事業名称	取組の概要・方向性
水道事業、工業用水道事業及び下水道事業	<p>上下水道局を2010（平成22）年度に設置したことを踏まえ、管理部門や窓口部門の執行体制の見直しに引き続き取り組み、経営の効率化を図っていきます。</p> <p>水道事業及び工業用水道事業については、2006（平成18）年度策定、2010（平成22）年度改訂の「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来需要に見合った給水能力へと見直したことを踏まえ、浄水機能の集約化に向けた取組を進め、経営の健全化をめざします。</p> <p>また、潮見台浄水場の浄水機能の廃止等に伴う組織機構及び執行体制の見直しを進め、経営の効率化を進めます。</p> <p>下水道事業については、2010（平成22）年度策定の「中期経営計画」に基づき、浸水対策や地震対策などの諸課題に対応しながら、経営の健全化をめざします。また、事業の優先順位付けや重点化、計画的な維持管理により建設投資の平準化を図り、企業債未償還残高の縮減を進めます。さらに、加瀬処理区ポンプ場の運転管理業務の民間委託をはじめとした経営の効率化を進めるとともに、公費負担分を除く汚水処理経費を下水道使用料でまかない、下水道経営の自立に取り組みます。</p>
自動車運送事業	<p>2013（平成25）年度までの川崎市バス事業経営健全化計画「ステージアップ・プラン」に基づき、営業所の管理委託や路線再編、ダイヤ改正などの取組を着実に進め、経営改善とお客サービス向上を推進し、計画期間最終年度の単年度収支均衡と計画期間後における持続可能な経営基盤の確立をめざします。</p> <p>また、今後の乗車料収益などの先行きが不透明な中、経営環境の変化に対応するとともに、高齢化の進展などに伴う需要変化に的確に対応した市バスサービスを安定的に提供するため、新たな経営計画を2013（平成25）年度を目途に策定します。</p>
病院事業	<p>2009（平成21）年3月に策定した「第2次川崎市病院事業経営健全化計画（公立病院改革プラン）」に基づき、公立病院として質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き、経営改善の取組を進め、経営基盤の強化に努めます。また、経営改善の取組状況については、外部有識者等、専門的な観点からの意見をいただき、今後の取組に活かしていきます。</p> <p>2011（平成23）年度には、2012（平成24）年度を初年度とする次期病院事業経営健全化計画を策定し、さらなる経営健全化を推進します。また、計画策定にあたっては、医療サービス提供体制の充実・強化に向けた医療人材の適正配置についても検討を進めます。</p> <p>井田病院の再編整備にあたっては、建築工事や医療機器等の整備、総合医療情報システムの二次開発等において、コストの削減に向けた取組を進めるとともに、Ⅰ期建物の竣工からⅡ期建物の竣工に至るまで、工事の進捗状況を考慮し、がん等高度特殊な医療の提供、成人疾患医療の強化、二次救急医療の強化、結核医療の充実や地域医療連携の推進など、再編整備の基本方針となる病院機能の段階的な充実を図ります。</p>

(3) 債権確保策の強化の取組

市民負担の公平性・公正性を確保し、受益に対する負担の適正化を図るとともに、安定した公共サービスの提供を維持するために、市税については、「市税収入確保対策本部」を設置し、目標収納率等の設定により、徴収強化と滞納債権を縮減する取組を強化しています。

また、国民健康保険料などの税外債権について、「滞納債権対策室」や、「川崎市滞納債権対策会議」を設置し、滞納債権の回収にかかる支援を進め、2009（平成21）年度決算において、初めて滞納債権の縮減を達成することができました。

中でも、保育料については、市長の滞納者との面談等、収納の強化に努めた結果、収納率の向上が図れてきたところです。しかしながら、いまだに189億円の滞納債権があり、引き続き取組を強化していく必要があります。「新たな改革プラン」の計画期間においても、市税・国民健康保険料などについては、初期未納対策や滞納処分の強化を図るとともに、市営住宅使用料などについては、適切な債権管理及び滞納整理の推進並びに裁判手続きによる強制徴収の実施により、さらなる収納率の向上及び滞納債権の縮減をめざします。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
市税	効率的・効果的な債権差押、動産差押等を執行し、インターネットを活用した公売及び不動産公売などの取組により、徴収強化を図るとともに、税源移譲後増加傾向にある収入未済額を96億円に削減します。
介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、滞納処分の強化を図ります。また、保険料の収納率95%をめざし、収納対策の取組を強化します。
国民健康保険料	負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分等による収納対策の取組を強化し、現年度分保険料の収納率90%をめざすことで滞納債権の縮減を図ります。
保育料	収納率を97%以上（現年度分99%以上）にすることをめざし、収納対策の取組を強化します。
市営住宅使用料	長期滞納者への法的措置を含めた対応を行うとともに、適切な債権管理を実施し初期未納者に対する対応の強化を図ることで現年度分使用料の収納率97.5%をめざし滞納債権の縮減をめざします。 また、民間活用等の手法により退去滞納者対策のさらなる推進を図ります。

(4) 入札・契約制度改革の推進

本市では、一般競争入札の拡大や電子入札の導入等、透明性・公平性・競争性を確保するために入札・契約制度改革に取り組んできました。

また、金額による価格競争ではなく、入札者の技術力も評価し、価格と品質が総合的に優れた契約により公共工事の品質確保を図る総合評価方式を、2007（平成19）年度から試行実施してきました。

2008（平成20）年度からは、世界的な金融危機に端を発した厳しい経済情勢の中、市内経済の安定化に向けた緊急経済対策の一環として、社会経済情勢の変化に対応するため入札・契約制度の再検証を実施し、予定価格の事後公表試行実施や最低制限価格対象入札の拡大を始めとする低入札対策などを実施してきました。

今後の取組として、公共事業に携わる労働者の適正な労働条件等を確保することにより、公共事業の品質を確保することを目的として「川崎市契約条例」を改正するとともに、総合評価方式に環境配慮や障害者の雇用状況などの企業の社会的責任に関する評価項目を加えるなど、優良な品質の契約の確保を図る入札・契約制度改革を継続して推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
「川崎市契約条例」の的確な運用	改正を予定している「川崎市契約条例」を的確に運用し、公共事業の品質の確保を図ります。
総合評価一般競争入札の拡大	工事請負については、2007（平成19）年度からの試行を踏まえ、2010（平成22）年度から総合評価一般競争入札を本格実施しており、2011（平成23）年度からは社会貢献に関する評価項目を加えるなど、よりの確に事業者の技術力や社会貢献度を評価する制度構築に努めるとともに、業務委託等の契約についても総合評価方式の導入を検討します。

5 出資法人改革の推進

本市では、住民ニーズの多様化、高度化が進展する中で、民間の資金・経営ノウハウなどを活用することにより、公の施設の管理運営や行政の代替・補完機能を果たすため、公共サービスの提供主体として出資法人を活用してきました。

しかしながら、NPO法人などの民間事業者の充実による公共サービスの新たな提供主体の出現や、指定管理者制度の導入などにより、出資法人をとりまく環境は、急速に大きく変化しています。

そのような状況のもと、「出資法人の経営改善指針」に基づき、出資法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直しを実施するとともに、出資法人自らが経営状況について定期的に点検を行い、積極的に経営改善に取り組むことにより、自立的な経営を促進してきました。

一方、公益法人制度改革関連3法の施行（2008（平成20）年12月）に伴い、これまでの民法法人（特例民法法人）は、2013（平成25）年11月までに公益法人か一般法人へ移行することとなっています。公益法人化をめざすにあたり、各法人の持つ公益性が不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものかどうかについて改めて問われるとともに、株式会社と同程度の自立的な内部統治（ガバナンス）の確立や説明責任（アカウンタビリティ）の向上を図ることが必要となります。

加えて、国における「第三セクター等の抜本的な改革の推進等について」（2009（平成21）年6月23日付け総務省通知）において、現在第三セクター等が行っている事業の意義等について、各地方自治体は改めて検討し、その存廃を含めた抜本的な改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

今後もこれまでの取組を進めるとともに、公益法人制度改革や「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方財政健全化法」という。）の施行等、社会環境の変化を踏まえて、出資法人及びその事業の必要性を改めて検証し、公共サービスの担い手としての法人のあり方を検討していく必要があります。

（1）出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進

出資法人は、本市の施策目的に沿った公益性を最大限に発揮するとともに、公共サービスの提供主体として他の民間団体と競争し自らの優位性を確立する必要があります。

ます。そのために、法人自らが経営の視点に立った継続的な改善に取り組む仕組みを活用することにより、出資法人の自立的な経営に向けた取組を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
P D C A マネジメン トサイクルの確立	<p>各法人は、社会環境の変化を踏まえ、事業目標・効率化・財務改善の各項目について、具体的目標値を明示した経営改善計画を改定し、引き続き、新点検評価システムを活用することによりP D C A のマネジメントサイクルによる検証・改善を自ら行っていきます。</p> <p>市は、法人の出した成果を評価し、出資法人を活用した事業手法や内容等について点検し、費用対効果の視点を踏まえながら公共サービスの質の向上を図ります。</p>
効率的で安定的な経 営体制の構築	<p>事業の簡素化・効率化による経費の節減や事業規模に応じた組織・人員の適正化を図るとともに、自主事業の拡充等により自主財源の確保に努めるなど、市への依存度の縮減を推進します。</p>

(2) 市の関与の適正化に向けた取組

本市では、これまでも、出資法人における事業の必要性や公共性等を検証しながら、補助金・委託料等の財政的関与の見直しを行うとともに、派遣職員数や市職員（O B 含む。）の役職員数を必要最低限にするよう人的関与の見直しを進めてきました。これからも引き続き、公益法人制度改革への対応や法人の自立化を促す観点等から市の関与の適正化を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
財政的・人的関与の見 直し	<p>補助金については、引き続き、事業の必要性や公共性等を検証し、原則として3年間で5%以上の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を推進します。</p>

(3) 情報公開の充実に向けた取組

出資法人に対する本市の取組や法人自身の経営状況に関する情報の透明性を高め、広く市民に対する説明責任を果たすために、情報公開の充実を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
新点検評価システム結果の公表	法人が実施する事業の効果や採算性の評価を引き続き毎年実施し、結果をホームページに公表します。
法人情報の開示範囲の拡大	法人の役職員や財務状況等を記載した「出資法人の現況」を引き続き公表するとともに、出資法人との随意契約の内容等について公表するなど、法人情報の透明性を高めます。

(4) 今後3年間における各出資法人の取組

特例民法法人については、公益法人制度改革への対応を早急に進める必要があることから、改めて法人の存在意義や事業の必要性等を検証し、公共サービスの担い手として一定の必要性があると認められた法人については、法人が実施する事業のより一層の効率的・効果的な運営に努めるとともに、引き続き経営改善に向けた取組を推進します。

一方、株式会社については、市場原理・競争原理に基づき法人が主体的に見直しを行うべきであるという基本的な考え方に基づいて、引き続き経営改善や自立化に向けた取組を推進します。

【出資法人の見直しの基本的な視点】

- 出資法人が実施している事業の必要性（市民ニーズ）はあるのか。
- 事業の必要性はあっても行政の関与の必要性はあるのか。
- 行政関与の必要性が認められても誰が行うことが最も効率的で、効果的＝最適な実施主体＝なのか。

【主な取組】

I. 廃止する法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市指定都市記念事業公社	<p>法人の主たる事業である川崎市民プラザの管理運営事業は、民間事業者等においても実施することができ、十分な市民サービスが確保できることから、法人は2011（平成23）年度末をもって解散します。</p> <p>法人が所有し管理運営する川崎市民プラザは、法人解散後も市民サービスを継続して提供していくこととし、指定管理者制度の導入を基本に検討を進めます。</p>

II. 施策展開等にあわせて法人の方向性を検討する法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市国際交流協会	<p>指定管理者として管理運営を行っている川崎市国際交流センターの指定動向に応じて、法人の事業や組織執行体制等の見直しを検討します。</p> <p>また、法人が実施する事業のより一層の効率的・効果的な運営手法や公益法人制度改革への対応等について検討し、法人の方向性を決定します。</p>
川崎市土地開発公社	<p>川崎市住宅供給公社との事務部門の統合を行うなど簡素で効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めてきましたが、より一層の効率的・効果的な用地先行取得事業の運営を図るため、用地先行取得3制度の比較検証を行いながら、公社保有土地の処分状況、市の財政負担への影響、今後の市の土地取得計画や公社の経営状況等について検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	<p>市内の母子家庭及び寡婦のため、単位組織である各地区会の育成を図りながら、母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定のために必要な援助を行う法人としての役割を担っていくとともに、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人制度改革への対応を図る中で、収益事業の取り扱いを整理するとともに、法人の目的や団体規模等を踏まえて、最適な法人形態を検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市リサイクル環境公社	<p>廃棄物処理部門における民間活力の導入を進める中で、法人で行っている事業の最適な担い手の検証及び法人の廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(福)川崎市社会福祉事業団	<p>法人の自立運営に向けた取組を進めており、完全民営化について検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市保健衛生事業団	<p>法人で行っている事業の必要性や最適な担い手の検証及び法人の廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市身体障害者協会	<p>市内の身体障害者の自立更生と福祉向上のため、身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの拡充など自主財源の確保に努め、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人制度改革への対応を図る中で、法人の目的や団体規模等を踏まえて、最適な法人形態を検討し、法人の方向性を決定します。</p>

法人名	今後の方向性
(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	市内の心身障害者とその家族の福祉の向上を図るため、心身障害者の社会参加の促進や更生援護に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、引き続き経営改善を進めます。 また、公益法人制度改革への対応を図る中で、法人の目的や団体規模等を踏まえて、最適な法人形態を検討し、法人の方向性を決定します。
(株)川崎球場	富士見公園内の長方形競技場の新たな管理運営手法の検討結果や整備計画の内容により事業基盤に大きな影響が生じることから、同計画の進捗にあわせ法人の方向性を決定します。
(財)川崎市公園緑地協会	緑の基本計画の方向性を踏まえ、市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援・育成を進めるとともに、生田緑地内のゴルフ場経営等の法人が実施する事業のより一層の効率的・効果的な運営手法や公益法人制度改革への対応等について検討し、法人の方向性を決定します。
(財)川崎市水道サービス公社	水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、法人事業も含めた水道事業全体の業務仕分けを進めており、事業の必要性や最適な担い手の検証及び法人の廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。
(財)川崎市生涯学習財団	指定管理者として管理運営を行っているスポーツセンターや文化施設等の指定動向に応じて、法人の事業や組織執行体制等の見直しを検討します。 また、本市においてスポーツ・文化関連施策の総合的な推進体制が整備されたことに伴い、法人が実施する事業のより一層の効率的・効果的な運営手法や公益法人制度改革への対応等について検討し、法人の方向性を決定します。

Ⅲ. 経営改善を進める法人

法人名	今後の方向性
(公財)かわさき市民活動センター	ボランティア・市民活動の中間支援組織としての役割を發揮していくとともに、引き続き経営改善を進めます。 また、指定管理者として管理運営を行っているこども文化センター（わくわくプラザ事業を含む。）の指定動向に応じて、法人の事業や組織執行体制等の見直しを検討します。
(財)川崎市文化財団	文化施設の管理運営や事業企画など本市の芸術文化振興の一翼を担っていくとともに、各施設の採算性の向上など引き続き経営改善を進めます。 指定管理者として管理運営を行っている文化施設の指定動向に応じて、法人の事業や組織執行体制等の見直しを検討します。 また、法人が実施する事業のより一層の効率的・効果的な運営手法及びより専門性の高い執行体制の構築について検討するとともに、公益法人化に向けた取組を進めます。
かわさき市民放送(株)	聴取状況等市民ニーズの把握に努め、地域情報発信や災害時の情報提供というコミュニティ放送としての役割を一層發揮するとともに、さらなるコスト削減策やスポンサー収入増加策等を盛り込んだ、中長期的な経営計画を策定・公表し、黒字決算の継続と累積損失の解消に向けて、引き続き経営改善を進め、本市に依存しない財務体質の確立を図ります。

法人名	今後の方向性
(財)川崎市体育協会	<p>指定管理者として管理運営を行っているスポーツ関連施設の指定動向に応じて、法人の事業や組織執行体制等の見直しを検討します。</p> <p>アマチュアスポーツ団体の中核として市民スポーツ活動の普及・振興及び競技力向上を図るために、自主事業の拡充による本市からの補助金の削減等、引き続き経営改善を進めるとともに、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
川崎市信用保証協会	<p>市内中小企業の円滑な資金繰りのための信用補完制度の中核的な役割を担うとともに、国の緊急保証により保証債務残高が増加した中、経済状況に応じて代位弁済額が変動することにより、財務基盤に大きな影響が生じることから、債権の期中管理・回収体制の強化、コスト削減や経営の透明性を高めるための取組を推進することにより、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎アゼリア(株)	<p>公共地下歩道や公共駐車場を管理し、川崎駅前の商業活性化の中核的な役割を担っていますが、黒字を確保しているものの、減収減益傾向が続いているため、2010（平成 22）年度未完了予定の川崎駅東口駅前広場再整備による影響等を踏まえ、中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎冷蔵(株)	<p>役員報酬の削減や退職者不補充等によるコスト削減、市場外事業者への営業活動の強化など稼働率の向上を図ることにより経営改善を進めてきましたが、市の川崎冷蔵株式会社経営問題等検討委員会の報告（2010（平成 22）年 3 月）を踏まえて、2010（平成 22）年度中に中長期的な経営計画を策定・公表するとともに、関係者による（仮称）モニタリング委員会を設置して計画のチェック体制を強化することにより安定的な経営を確保し、債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。</p>
(財)川崎市産業振興財団	<p>市をはじめ関係機関との緊密な連携を保持し、市の産学官ネットワークの核となる中間支援組織及び中小企業者支援のワンストップサービス窓口としての役割を果たしながら、コスト削減等の取組を推進することにより、引き続き経営改善を進めるとともに、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(財)川崎・横浜公害保健センター	<p>公害病被認定者の健康回復及び福祉の向上等のために必要な事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、公害病被認定者に対する検査・検診実施者数の減少に応じた効率的な運営を図るなど、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(財)川崎市シルバー人材センター	<p>シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら就労機会の提供を行う法人としての役割を担っていくとともに、会員数の増加と受注の拡大や事業運営手法の見直しなど、引き続き経営改善を進めます。法人運営の必要経費に充てる事務費については、社会情勢及び他都市センターの状況等も踏まえて見直しを検討するなど、自主財源の確保及びより一層の安定的な事業運営に努めるとともに、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(財)川崎市看護師養成確保事業団	<p>医療関係機関との連携の中で、高度医療に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、国家試験合格率や市内医療機関への就職率の向上を図るとともに、効率的な財産運用や授業料などの校納金の改定による収入増、競争入札による管理経費削減など、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>

法人名	今後の方向性
(財)川崎市まちづくり公社	<p>公共施設の修繕等の設計・工事監理、再開発事業関連施設の管理運営事業など本市のまちづくり施策を補完する公共的な役割を果たすとともに、優良ビル建設資金等融資事業については、引き続き着実な回収に向けた取組を推進します。</p> <p>また、通常の収益確保やコスト削減に加え、新たな事業展開を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、公益法人制度改革への対応を図りながら、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎市住宅供給公社	<p>本市の住宅施策にあわせた先導的役割を果たす担い手として、今後の事業展開を明確化した中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、市営住宅の管理代行制度の導入効果について検証し、より一層の効率的・効果的な管理に向けた取組を推進します。</p>
みぞのくち新都市(株)	<p>厳しい社会経済状況の中で黒字計上継続のため、収益向上策や経費削減策について盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎臨港倉庫(株)	<p>本市の千鳥町再整備計画にあわせて倉庫の建替えを計画していることから、同計画を見据えた中長期の経営計画を2010（平成22）年度に策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p>
かわさきファズ(株)	<p>総合物流拠点地区の核となる施設の管理運営主体として、引き続き事業効果を発揮していきます。</p> <p>また、土地使用料の免除が終了した2010（平成22）年度以降も、引き続き黒字決算を継続し、累積損失の早期解消に努め、中長期の経営計画を策定・公表し、さらなる経営改善を進めます。</p>
(財)川崎市消防防災指導公社	<p>消防防災に関する普及啓発や各種講習会など本市消防施策の補完的事業、東京湾アクアラインの消防用機材の管理といった広域的事業等を実施します。</p> <p>また、コスト削減等の取組を推進することにより、債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。</p>
(財)川崎市学校給食会	<p>学校給食物資調達業務を効率的かつ効果的に実施するための手法について中長期的な観点から検討を行うとともに、給食費の未納金への対応を含めた管理体制の構築やコスト削減等の取組を推進することにより、引き続き経営改善を進めるとともに、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>

取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組の推進

限られた財源や資源を最大限に活用し、市民サービスの効果的な提供を可能とする効率的な行政経営基盤を確立するためには、従来から進めてきた職員の人材育成と意識改革をより一層推進する「職員個人の能力向上への取組」とあわせて、管理監督者の組織マネジメント力の向上や職員の能力が十分に発揮できる職場環境づくりなどの「組織力の強化に向けた取組」が重要です。

本市では、2004（平成16）年度に人材育成基本計画を策定し、「職員一人ひとりが公共サービスの責任主体である」との意識をしっかりと持ち、日々の業務を通して、市民からのニーズに適切にこたえることができるよう、人材育成の取組を推進してきました。

現在その計画期間中である「第2次川崎市人材育成基本計画」は、「職務遂行を通じた人材育成・能力開発」として目標管理を活用した人材育成の推進、「職場が起点となる人材育成・能力開発」として職場研修の活用、「局別人材育成計画と連携した人材育成・能力開発」としてきめ細かい人材育成の推進の3つをポイントに掲げて取組を進めているところです。

さらには、職員の能力や実績を適正に評価し昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気と働きがいを引き出す「人事評価制度」を2006（平成18）年度から本格実施しながら、年功序列的な人事管理から能力・実績を重視した方向へ転換し、職員の能力を十分に活かすための取組を推進しています。

また、こうした人材育成の取組を進めるための基盤として、職員一人ひとりが心身ともに健康で、安心して職務に専念できる職場環境づくりが大切であることから、職員の健康管理やメンタルヘルス対策及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等についても積極的に推進しています。

社会経済状況が大きく変化し、地方分権時代が進展する中では、職員一人ひとりが多くの課題に直面しても、的確に能力を発揮できなければなりません。そのためには、これまでの人材育成の取組を検証し、効果的に人材を育成する上での新たな課題に取り組むために「次期人材育成基本計画」を2011（平成23）年度に策定することとしています。

1 組織マネジメント強化の取組

組織の目標達成に向けて、組織を効率的かつ効果的に運営していくためには、管理職

等のリーダーシップのもとで職員の能力を十分に発揮させながら、組織全体で能率よく、重層的に仕事を進めていけるよう効果的にマネジメントすることが重要です。

そのためには、目標管理の手法を用いている「人事評価制度」を効果的に活用するとともに、管理監督者のリーダーシップの発揮やコーチングスキルの向上等、組織マネジメント能力の強化に向けた取組等を推進する必要があります。

また、組織整備の面からも、組織内における相互連携の強化や新たな業務に対する迅速で的確な対応に向けて小規模組織の見直しを図るなど、状況の変化に的確に対応しながら、きめ細かく組織力強化に資する取組を進めてきました。

今後も、こうした取組を推進しながら、不測の事態や一時的な業務量の増加に対して柔軟かつ機動的な対応を可能とする執行体制を構築します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
人事評価による組織マネジメントの推進	人事評価のプロセスを通じた評価者による日常的な組織マネジメントの強化に向けて、目標管理委員会等を通じて評価者へ引き続き指導を行うとともに、能力と実績に基づく人事管理の推進に向けた取組を行っていきます。
効果的なマネジメント能力向上に向けた取組	管理監督者のリーダーシップの発揮やコーチングのスキル獲得等のマネジメント能力向上に向けた研修を強化するとともに、職務遂行を通じた人材育成（OJT）を推進します。
組織マネジメント強化に向けた組織機構の見直し	引き続き、意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化等の視点に基づく組織機構の見直しを進めます。

2 職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進

職員が職務遂行にあたり能力を十分に発揮するためには、こころと身体の健康が大切となります。本市では2005（平成17）年度に「川崎市職員メンタルヘルス対策基本計画」を策定し、職員のメンタルヘルス対策に全力をあげて取り組んでいます。

現在は、2010（平成22）年度までを取組期間とした「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次実行計画」に基づく取組として、メンタルヘルス不調者を出さないための職場環境づくりや、職場復帰を円滑に進めるためのリワーク研修センターにおける復職支援などの取組を着実に推進しています。あわせて、2011（平成23）年度以降を取組期間とする「第3次実行計画」の策定を進め、総合的なメンタルヘルス対策を効果的に推進して

いきます。

また、長時間労働による家庭生活への影響や職員の健康保持といった問題を解決し、公務能率を向上させる観点からも、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取組が重要になります。

現在、「第2次川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づき、仕事と子育ての両立を支援するための環境整備に取り組んでいますが、今後も職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めるとともに、職員が各々の職責を十分に果たしながら、仕事と子育て・介護・地域活動といった生活との調和などについて、互いに理解しあえる職場風土の醸成に向けた取組についても推進していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
健康に働くためのメンタルヘルス対策の推進	健康に働くためにメンタルヘルスの正しい知識の啓発やセルフケアを支援する等の1次予防対策を充実するとともに、リワーク研修センターでの再発予防を含めた復職支援体制を強化する等の総合的なメンタルヘルス対策を推進します。
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革	2010（平成22）年度に改定予定の「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づき、育児休業制度等の取得促進に向けた職場環境を整備するとともに、ノー残業デーの徹底やワーク・ライフ・バランスデー等を通じて職員一人ひとりの意識改革を推進します。

3 職員の人材育成のさらなる推進

人材育成は、組織に必要な人材を確保し、能力の開発をめざすものですが、職員一人ひとりの能力が十分に発揮され、やる気と働きがいを持って職務に従事しながら、自己実現が図れることが大切になります。そのためには、職員自らが成長を実感できるように、より効果的な育成に取り組むことが重要です。

2010（平成22）年度には、人材育成・能力開発の取組を、より一層推進するため総務局に人材育成センターを新設し、人材育成基本計画に掲げる「めざすべき職員像」である「市民協働の担い手になる職員」、「現場での課題を発見し、その解決に向き合う職員」、「組織目標の達成に取り組みながら自己実現を図る職員」を目標とした人材育成の取組を強化しています。

本市では、めざすべき職員像の実現に向けて「人事評価制度」を人材育成の主要ツ-

ルとして活用しながら、職務遂行を通じたきめ細かい能力開発や主体的な行動等へつながるための意識改革を効果的に推進するために、職員提案制度等の職員意識向上の取組や職員研修制度の再構築に向けた取組、メンタルヘルス対策等の取組について相互に連携を図りながら推進しているところです。今後も、庁内関係部署が有機的な連携を図り、人事異動や昇任、職員個々のキャリアプランなどを考慮しながら、総合的な職員の育成に取り組んでいきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
多様で有為な人材の確保	本市が求める多様な資質と能力をもった人材を確保するために、職員採用において、受験者確保に向けた広報を充実させるとともに、採用試験では面接技法の高度化へ対応するなど取組を推進します。
人事評価による人材育成の推進	職員個々の能力を開発するために人事評価結果等を活用した職員研修を実施するとともに、人事評価のプロセスを通じて効果的な人材育成が図れるよう面談能力等の評価者のスキルアップに関するより実践的な研修を実施します。
若手・女性人材等、能力や状況に応じた積極的な育成・登用	職員の個性や能力が十分に発揮できるよう、一人ひとりの状況に応じた柔軟な育成に取り組むとともに、若手・女性・障害のある職員の積極的な登用を推進するために、能力・意欲に応じたキャリア形成を支援します。また、障害のある職員への人的及び物的な環境整備についても推進します。
高い公務員倫理と厳正な服務規律の確立	市政に対する信頼を確保するために、職員一人ひとりが高い公務員倫理と厳正な服務規律を保持するための意識啓発や注意喚起等を継続的に行うなど、必要な取組を推進します。
専門的な能力の向上と一人ひとりのキャリアデザインの推進	市民ニーズに的確に対応するため、高度な専門知識や能力の向上を図りながら、専門性や専任性を重視した複線型人事制度の適正な運用を図るなど職員一人ひとりのキャリアデザインを推進します。
効果的な研修制度の確立	地方分権時代の課題に対応できる人材の育成に向けて、効果的かつ体系的な職員研修制度に再編整備するとともに、職員の意欲や能力に応じたより実践的な研修を推進します。
主体的な職務遂行と風通しのよい組織風土づくり	職員一人ひとりが市政に対する主体的な意識をもち、事務改善や企画立案に積極的に取り組む意識を醸成するとともに、組織や職位を超えた情報共有化が図られる風通しのよい組織風土づくりを推進します。

取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

1 活力ある地域社会の実現に向けた仕組みづくり

第2章で掲げた、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」は、「新たな改革プラン」で中長期的にめざす3点の中でも中心となるものですが、短期間に実現できるものではなく、分権型の地域社会にふさわしい市民自治の充実を図る取組を一つずつ着実かつ継続的に積み重ねていかなければ実現しないものです。

2002（平成14）年9月に策定した「第1次改革プラン」では、「地域のことは地域で決めて実行する」という市民参画による地域主体のまちづくりを進めるために、その環境づくりと、市民の自主的活動と責任ある自己決定を支援する仕組みを再構築する観点から、「地域における行政サービスの提供拠点」及び「区民と行政の協働の拠点」としての区役所の機能強化の方向性を示しました。

これに基づいて、2004（平成16）年5月には川崎市区行政改革検討委員会から提言を受け、本市における区行政改革の基本的な考え方を「区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点とする」とした「区行政改革の実行計画書」をまとめ、「めざすべき4つの区役所像」の実現に向けた具体的な取組を進めてきました。

めざすべき4つの区役所像

「地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所」

「地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所」

「市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所」

「地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所」

さらに、2005（平成17）年には、他の指定都市に先駆けて「自治基本条例」を施行するなど、自治運営の仕組みを構築してきました。

2 地域をとりまく社会状況

いわゆる団塊の世代の大量退職から数年を経て、これからは多くのシニア世代が地域中心の生活に移っていくと考えられます。これまで社会の第一線で活躍し、さまざまな経験や能力を持つシニア世代については、地域社会において貴重な存在となることが期待され、今後は地域活動の担い手として、シニア世代の豊富な知識・経験・能力を活かしたまちづくりを進める取組が必要です。

また、市民の参加と協働によるまちづくりは、町内会・自治会やNPOなどが基盤となって地域のコミュニティを支えていることから、近年の近隣関係の希薄化、大規模マンションの建設による転入世帯の増加等への対応を図りながら、地域のコミュニティづくりに向けた取組を進める必要があります。

さらに、事業者や大学等による社会貢献活動についても、地域社会を構成する一員として大きな効果が期待されており、地域レベルにおける地域課題解決に向けた協働の取組も推進していく必要があります。

このような市民の参加と協働によるまちづくりは、国においても「新しい公共」として提唱されており、市民生活に身近な地域の課題について、市民自らが解決していく活動に対する支援が求められています。

3 仕組みづくりから実践へ

地方分権改革や高齢化の進展に伴う体制整備など、引き続き取組が必要な課題もありますが、自治基本条例に基づく諸制度や、区役所の機能強化など、活力ある地域社会づくりのための枠組みは、これまでの取組により整いつつあります。

今後は、地域での着実な実践を積み重ねる段階として、これまで整備を進めてきた枠組み等を活用しながら、区役所を中心に、地域人材の発掘・育成に向けた取組や、地域社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりなどを推進するとともに、地域特性を活かして、市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

4 具体的な実践の取組

計画期間においては、これまでの取組を踏まえて、市民や事業者等の力が発揮できる地域社会の実現に向けて、次の具体的な取組を進めていきます。

(1) 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組

区役所機能や区長権限の強化、地域に身近な総合行政機関としての区役所における人材の育成に向けた取組を進めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
区役所機能の強化に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none">区における地域課題の特性に応じた執行体制の整備子ども・高齢者・障害者などの施策の充実にに向けた執行体制の整備区予算の充実など、区長権限のより一層の強化に向けた取組の推進
地域における課題解決や協働の担い手となる職員の育成	<ul style="list-style-type: none">人材育成基本計画や区人材育成計画に基づく人材の育成実践の場や研修等を通じた、市民との協働の担い手としての人材の育成

(2) 地域人材の発掘や育成に向けた取組

地域に身近な施設の活用や多様な主体への働きかけ等を通じて、課題解決の担い手となる地域人材の発掘や活動支援の取組を進めるとともに、地域を支えるコミュニティづくりに向けた取組を支援します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
地域における諸活動の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none">市民館等の、区が管理運営を担う地域に身近な施設等を効果的に活用した地域人材の育成や活動の場の提供地域の子育て支援にかかわるボランティアや活動リーダー等の養成高齢者支援をはじめとする地域の身近な保健・福祉活動の担い手として活動する人材の育成各種ボランティア活動に対する支援

取組事項	取組の概要・方向性
町内会・自治会の活性化支援	・新たに転入した住民と地域の町内会・自治会等が連携した地域コミュニティの活性化に向けた取組
市民活動団体の設立支援・活動支援	・地域における子育てや福祉を担う団体の設立支援・活動支援 ・総合型スポーツクラブの設立支援・活動支援 ・公園管理運営協議会の設立支援・活動支援
事業者や大学と地域の連携促進	・地域社会の一員としての事業者や大学と地域の交流促進 ・事業者や大学の地域貢献活動にかかる情報の発信

(3) 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組

多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組を進めるとともに、地域における市民活動に対する支援の充実を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
地域防災力の向上と防犯対策の推進	・自主防災組織を中心に関係機関・団体との連携による地域防災力の強化 ・警察等の関係機関や町内会・自治会等との連携による地域防犯活動の拡大・ネットワーク化などの推進
地域における放置自転車対策の推進	・商店街や自治会・町内会、近隣小中学校PTA等と連携した継続した啓発活動等の推進
地域における高齢者支援の推進	・地域福祉の担い手としての老人クラブや町内会・自治会等との連携による、高齢者同士の交流・支え合いなどの推進 ・身近な地域交通の実現に向けた地域住民の主体的な取組に基づくコミュニティ交通の継続的推進
総合的な子ども支援の推進	・保育所・幼稚園や学校など、子育てなどにかかる区内の関係機関と連携した子ども支援施策の推進
環境、地域緑化に向けた取組の推進	・ヒートアイランドなど地域での環境問題に対する地域・事業者・行政の一体的な取組による地球温暖化防止策の実施や意識啓発の推進
地域資源を活かしたまちづくりの推進	・観光協会等との連携による、地域資源を活用した地域の魅力を発信する取組の推進 ・公園を活用した地域主体の地域コミュニティの活性化に向けた取組の推進
スポーツを通じた地域活性化とまちづくりの推進	・地域のスポーツ・レクリエーション団体との連携や区のスポーツ資源の活用を通じたさまざまな取組による地域の活性化や魅力あるまちづくりの推進

取組事項	取組の概要・方向性
商店街と連携したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の長所や特徴を活かした商店街との連携による地域のまちづくりの推進
区における市民活動支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所・出張所等における市民活動支援機能の充実 ・ 市民提案型事業の推進 ・ 市民館等における地域の課題解決に向けた事業の推進 ・ 小中学校等、地域の資源を活用した市民活動の場の提供
多様な主体の参加と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や大学など多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に向けた取組の推進 ・ 多様な参加の機会の提供
区民会議の充実による区民の主体的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民会議フォーラムや報告会の実施等を通じた、より地域に開かれた区民会議の推進 ・ 区民会議委員相互の連携を図るための区民会議交流会の開催 ・ 広報等の充実による区民会議の認知度向上に向けた取組の実施

(4) 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組

便利で快適な区役所サービスを提供するため、区役所と支所、出張所等の適切な機能再編を図るとともに、施設の長寿命化などを推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
利便性の高い快適な窓口サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「区役所サービス向上指針」の見直し及び見直しに基づく各区のサービス向上の取組 ・ 区役所窓口のワンストップサービスの拡充をはじめとした区役所窓口サービスの向上に向けた取組 ・ 区役所窓口への来庁者の適切な案内誘導などを行う（仮称）フロアマネージャーの設置による快適できめ細やかな区役所サービスの提供
区役所と支所・出張所等の窓口サービスの機能再編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内4か所の出張所機能の再編 ・ 連絡所の機能再編に向けた検討 ・ 行政サービスコーナーの立地優位性を活かした本市の魅力発信 ・ コンビニ交付を含めた今後の自動交付機による証明書発行のあり方の検討 ・ 区役所窓口や待合スペースの利便性・快適性向上のためのリフォーム事業の推進
区役所等庁舎の計画的・効率的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸区役所及び川崎区役所道路公園センターの再整備事業の推進 ・ 庁舎等の長寿命化に向けた事業の推進 ・ 支所・出張所へのエレベーター設置等によるバリアフリー化の促進

取組Ⅳ 市民サービスの再構築

本市がこれまで進めてきた行財政改革の取組は、限られた財源や資源を最大限に活用し、将来にわたって真に必要なサービスを市民の方々に確実に届けるためのものです。

こうした考えのもと、事業手法を改めることによるコスト削減などの見直しを行う一方で、多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、特別養護老人ホームや認可保育所、障害者施設の整備をはじめとする高齢者、児童及び障害者福祉や地域医療の分野など、必要なサービスについてその充実を図ってきました。

また、改革により得られた財政効果については、収支不足の改善を図った上で、小児医療費助成などの子ども施策の充実を図るとともに、小中学校の普通教室の冷房化や公園・道路の管理水準の向上、渋滞対策など、市民サービスへの還元を行ってきたところです。

このように、本市における市民サービス再構築の取組については、一定の成果をあげてきたところですが、社会経済環境が急激に変化する中においては、本市をとりまく状況変化に的確に対応しながら、未来を担う子どもたちに負担の先送りをすることなく、「持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けた取組を進めることが重要です。

そこで、これまで進めてきた市民サービスの再構築の取組について改めて検証するとともに、必要に応じてさらなる見直しを図ることで、真に必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、引き続き改革を進めることとします。

また、国の政策及び制度変更にあわせた市民サービスのあり方についても検証し、必要な見直しを進めるとともに、「補助・助成金の見直し」及び「受益と負担の適正化」に向けた取組についても、引き続き推進します。

1 国の政策及び制度変更等にあわせた見直し

政権交代や地方分権改革の推進に伴い、国においては政策及び制度の変更が相次いでいることから、そうした状況の変化に適切かつ迅速に対応しながら、関連する施策等の見直しに向けた取組を進めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
保育所保育料の見直し	保育所保育料について、国の子育て支援施策の動向や他都市の状況等を踏まえ、見直しに向けた検討を進めます。
保育所入所選考基準の見直し	保育所入所選考基準について、利用者の視点に立った保育施策を推進するため、国の制度見直しの動向を見据えながら見直しに向けた検討を進めます。
重度障害者医療費助成事業の見直し	重度障害者医療費助成事業について、県の制度見直しを踏まえ、障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の見直しにあわせて、助成要件等の見直しに向けた検討を進めます。
高等学校奨学金制度の見直し	高等学校奨学金制度について、次代を担う子どもたちの育ちを社会全体で応援する観点から国が進めている教育に係る経済的負担の軽減施策等の動向を踏まえ、必要な見直しに向けた検討を進めます。

2 これまでの方針に基づく見直し

過去3次にわたる改革プランにおいて、継続的な見直しが必要とされた取組等について、これまでの改革プランに記載された方向性に基づき、引き続き見直しに向けた取組を進めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
庁舎、公の施設等の駐車場の適正利用の推進	これまでの駐車場の貸付によるノウハウを活かし、他の庁舎や公の施設の駐車場のうち、有料化した場合の採算性に応じて、民間事業者への貸付や管理委託などの手法による適正利用の促進に向けた検討を進めます。
小児医療費助成事業等の見直し	子育てに関連する医療費助成制度である、小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児ぜん息患者医療費助成事業について、制度の拡充に向けた検討とあわせて、国及び県の制度改正の動向を踏まえた見直しに向けた検討を進めます。
分別収集品目の拡大	2010（平成22）年度からモデル実施するプラスチック製容器包装の分別収集について、民間委託による全市拡大に向けた取組を進めます。 また、分別拡大に伴うごみ減量化の取組状況や普通ごみ収集回数等の検証を踏まえながら、効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討を進めます。
心身障害者手当支給事業の見直し	心身障害者手当について、国の動向や県の制度改正を踏まえて、支給要件等の見直しに向けた検討を進めるとともに、新たな在宅福祉施策への政策転換について検討を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
自転車等駐車場整理手数料の見直し	自転車等駐車場整理手数料について、周辺環境や施設特性、利用実態に応じた新たな料金体系への見直しに向けた検討を進めます。
市立高等学校定時制課程における学校給食の見直し	市立高等学校定時制課程における学校給食について、制度開始時からの状況変化を踏まえ、見直しに向けた検討を進めます。

3 見直し後の状況変化に対応するためのさらなる見直し

これまでの改革の取組において一定の見直しを進めてきた事業についても、その後の状況変化により必要に応じてさらなる見直しを図ることとします。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
事業系ごみ施設搬入手数料の見直し	事業系ごみ施設搬入手数料について、事業系ごみの一層の減量化や資源化を促進するため、見直しに向けた検討を進めます。
障害者施設運営費補助の見直し	障害者施設運営費補助について、障害者自立支援法等の見直しにあわせて、見直しに向けた検討を進めます。
高齢者外出支援乗車事業の見直し	高齢者外出支援乗車事業について、現行制度開始時からの状況変化を踏まえて、制度の見直しに向けた検討を進めます。
市立葬祭場使用料の見直し	市立葬祭場使用料について、他都市の状況等を踏まえながら、施設の大規模改修の状況にあわせて見直しに向けた検討を進めます。

4 その他の社会状況の変化に対応するための見直し

本市をとりまく社会経済状況などのさまざまな環境変化に対応するため、既存の市民サービスについて必要に応じて見直しを行います。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
証明書交付体制の見直し	コンビニエンスストアにおける証明書交付の検討にあたり、「行政サービス端末」による証明書交付体制の検証を行うとともに、利用カードである「かわさき市民カード」及び「住民基本台帳カード」のあり方について検討を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
花火大会の快適な鑑賞環境づくりの推進	川崎市制記念多摩川花火大会について、有料協賛席の導入などを踏まえ、快適な鑑賞環境づくりと伝統ある花火大会の継続に向けた効果的な実施手法について検討を進めます。
ごみの減量化に向けた経済的手法の活用	普通ごみの処理について、一層の減量化や資源化を促進するため、経済的手法の活用に向けた検討を進めます。
障害者の移動手段の確保等事業の見直し	障害者に対するバス乗車券交付事業、重度障害者福祉タクシー利用券交付事業、福祉キャブ運行事業について、重度障害者等への支援の重点化を図る観点から、見直しに向けた検討を進めます。
検診事業の見直し	胃がん、大腸がん及び肺がん検診について、がんセンター及び保健所で実施している集団検診のあり方を見直しに向けた検討を進めます。
緑ヶ丘霊園霊堂使用料の見直し	緑ヶ丘霊園霊堂使用料について、他都市の状況等を踏まえながら、第2霊堂の建設にあわせた見直しに向けた検討を進めます。
市営墓地管理料の見直し	市営墓地管理料について、民間施設や他都市の状況等を踏まえながら、見直しに向けた検討を進めます。
多摩川河川敷のパーベキュー利用における受益者負担の適正化	多摩川河川敷のパーベキュー利用について、社会実験の結果を踏まえ、迷惑行為の軽減やごみ処理に係る費用負担等のあり方について検討します。
学校施設開放における受益者負担の導入	学校施設開放における体育館電気代等の諸経費について、受益者負担とする対象経費の範囲等について検討し、受益者負担の導入に向けた検討を進めます。

5 補助・助成金の見直し

補助・助成金については、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な市民活動の活性化など、本市の行政目的の達成において有効的な手法です。

一方、補助金の支出が長期に渡ることにより、開始当時の目的や必要性が不明確となる、既得権化する恐れもあるなどの課題もあります。

こうしたことから、今後とも2005（平成17）年に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、客観的な視点から、その必要性や効果等について検証し、市民サービスの向上や公共の利益に寄与するものについては、積極的に活用を図るとともに、費用対効果が低くなったものやその役割が薄れたものについては、分類ごとの見直し基準に従って見直しを行うなど、適正な運用に努めていきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
特定財源型補助金の見直し	国庫補助金等の対象経費と対象外経費を明確化し、対象外経費については行政目的や公益性などを改めて検証し、段階的削減を図り、原則として廃止します。
協調型補助金の見直し	国・県等との負担基準を明確にし、行政目的や公益性などを改めて検証して負担割合の適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。
出資法人（25%以上）への補助金の見直し	出資法人の自立的な経営を促進させるため、「出資法人の経営改善指針」に従い見直します。
調整・補完型補助金の見直し	民間との格差、行政目的や公益性などを改めて検証してその適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。
団体支援型補助金の見直し	団体が行う事業の公益性や継続期間を検証し、原則として、補助・助成金の上限はその団体が自ら調達できる財源と同額（補助対象経費に対し最大限1/2補助）とするなど、団体の自立を促す観点から見直します。
事業支援型補助金の見直し	事業の公益性を検証し、目的、達成目標を明確にし、それぞれの内容に応じた見直しを行います。
個人支援型補助金の見直し	公平性と受益者の負担を検証し見直しを行います。

6 受益と負担の適正化

市が提供する公共サービスは、道路、公園の維持管理などの日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいものから、社会体育施設の管理運営などの特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。

個々に受ける公共サービスに相違がある場合には、納税という形でコストを負担している多くの市民との公平性や公正性を確保するため、利用する市民の方々には、その公共サービスの提供に要した費用の適正な負担が求められます。

こうしたことから、個々の公共サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなどの視点から、性質別に分類し、それぞれの種類に応じた適切な公費負担と受益者負担の割合の設定について検討し、見直しを図っていきます。

取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組

1 地方分権改革に向けた具体的な取組の推進

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲及びひも付き補助金の一括交付金化については、今後3年間で大きな進展が見込まれることから、国の動向を踏まえつつ、自主的・自立的な行財政運営の推進に向けた具体的な取組を推進していきます。

また、地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理の特例（都道府県知事と市町村長の協議に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県の条例に定めるところにより市町村が処理することができる制度）を活用して、県市間の権限移譲を推進していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大への対応	<p>施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、適切かつ迅速に実施します。また、国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等について、適切に対応します。</p> <p>[地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案等]</p> <p>○施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（7項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 ・公営住宅の整備基準 ・道路構造に関する基準 など <p>○国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（20項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定し又は改廃したときの県知事への報告義務の廃止 ・市の基本構想の策定義務の廃止 など <p>[地域主権戦略大綱]</p> <p>○施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（26項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等に従事する従業者の員数等に関する基準 ・指定障害福祉サービスに従事する従業者等に関する基準 ・都市公園の設置基準 ・図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準 など <p>○国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（142項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事及び特定市町村の長の当該特定市町村区域における計量法に基づく事務の執行に係る協議の廃止 ・市町村が農業振興地域整備計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定の例示化 など

取組事項	取組の概要・方向性
基礎自治体への権限移譲への対応	<p>基礎自治体への権限移譲について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、条例の制定や事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切かつ迅速に実施します。</p> <p>[地域主権戦略大綱] (27項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令 ・有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令 ・指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等 ・指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等 ・区域区分に関する都市計画の決定 など
ひも付き補助金の一括交付金化への対応	<p>ひも付き補助金の一括交付金化について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切に実施します。</p>
県市間の事務権限の移譲の推進	<p>法令改正に基づき移譲される事務権限と密接に関連する県の事務権限等について、市民サービスの向上や効率的な事務執行等の視点を総合的に勘案し、県市間の事務権限の移譲を推進します。</p>

2 国の制度見直し等に向けた提案

本市が、高い自由度のもとで自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、地方分権改革のさらなる推進が必要であることから、2012（平成24）年度に「地域主権推進大綱（仮称）」の策定等を見据え、義務付け・枠付けの原則廃止と条例制定権の拡大、包括的な権限移譲などが進められるよう、また、国と地方の役割分担に見合った税の配分など、真の分権型社会にふさわしい税財政制度が構築されるよう、必要な制度の実現・見直しについて、国等に積極的に提案していきます。

また、生活保護制度や介護保険制度など、社会保障に関するものをはじめとするさまざまな国の制度についても、市民の利便性向上と制度の安定的運営が実現するよう、あらゆる機会を通じて、必要な見直しを国等に積極的に提案していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
<p>真の分権型社会の実現に向けた提案</p>	<p>真の分権型社会の実現に向けた制度の構築・見直しについて、国等に積極的に提案していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな大都市制度の創設 ○「基礎自治体優先の原則」に基づく包括的な事務権限の移譲 ○義務付け・枠付け、関与の原則廃止 ○真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方間の税源配分の是正 ・大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化 ・事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設 ・国庫補助負担金の改革 ・国直轄事業負担金の廃止 ・地方交付税の改革 など
<p>さまざまな国の制度についての見直しの提案</p>	<p>さまざまな国の制度について、必要な見直しを国等に積極的に提案していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護制度の抜本改革 ○国民健康保険財政の確立 ○介護保険制度の円滑な実施 ○障害者自立支援法等の見直し ○後期高齢者医療制度の見直し ○リサイクル制度の改善 ○アスベスト対策の推進 など

取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用

本市が、「第1次改革プラン」に基づく改革に着手する前の都市基盤施設の整備事業は、当時の計画に基づいて、財源を市債発行に頼りながら続けられ、本市財政を圧迫する要因の一つとなっていました。

このような状況を受けて「第1次改革プラン」においては、新規着工予定であった大規模事業について、その着工を2002（平成14）年度から原則3年間凍結し、すべての事業について改めて必要性や費用対効果を精査した上で、厳しい事業選択と優先順位付けを行いました。

また、「第2次改革プラン」においては、計画の修正、事業主体・手法の見直し、計画的な維持修繕による長寿命化、低未利用資産の有効活用や施設の複合化、総合的な土地対策などを進め、さらに「新改革プラン」においては事業の効率的な執行と効果の発現に向けた取組を進めるなど、厳しい財政環境においても、活力ある暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきたところです。

こうした取組により、川崎駅周辺地区や小杉駅周辺地区などの整備による都市拠点の活性化や、大師橋の整備などによる産業道路の利便性の向上をはじめ、ミュージアム川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなど文化・芸術のまち拠点の整備、主要駅周辺地区におけるエレベーター設置などのバリアフリー化の推進、PFI事業手法による多摩スポーツセンター建設事業や小学校普通教室の冷房化など、民間活力の積極的な導入などによるまちづくりによって、都市機能の充実が目に見えるようになってきたことは、これまでの3次にわたる行財政改革の一定の成果であったといえます。

今回策定する「新たな改革プラン」においては、これまでの取組を継続して進めるとともに、高齢化が進展した人口減少社会に向けた、都市基盤施設の整備における基本的な事業選択の考え方を示していきます。また、厳しい財政状況を十分に踏まえ、既存計画の見直しや環境変化に応じた柔軟な施設整備、効率的な整備・運営手法の導入、さらには中長期的な視点に立った戦略的な現有資産活用の取組などにより、将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用を推進していきます。

1 都市基盤施設の整備

(1) 事業選択の考え方

今後の都市基盤施設の整備においては、第1章でお示した「今後10年間の収支見通し」のとおり、引き続き、多額の財源不足が想定されることから、さらなる厳しい事業選択と優先順位付けが必要となります。

市民生活は個人の生命や財産などの安全・安心が保証されることを基礎として成り立っていることから、都市基盤施設の整備にあたっては、まず市民生活の安全・安心確保に向けた取組を優先的に実施していく必要があります。本市においても、これまでの2期にわたる「新総合計画」の実行計画において、「安全・安心な地域生活環境の整備」を重点戦略プランとして位置付け、耐震対策や施設のバリアフリー化など、市民生活の安全・安心確保に取り組んできたところであり、これらの取組については今後も引き続き推進していきます。

さらに、高齢化が進展した人口減少社会においては、既成市街地におけるさまざまな都市機能を再編整備し、効率的な機能を持たせるコンパクトなまちづくりが重要であり、また、厳しい財政状況においても川崎の「新たな飛躍」に向けて、国際社会における成長戦略に基づき地域経済基盤を強化し、持続的な発展に向けた取組を進めていく必要があります。

これらのことから、「新たな改革プラン」においては、

- ①誰もが便利にかつ効率的に公共サービスを楽しむことができるような都市機能への転換
- ②地域の経済基盤を支える新たな成長産業の振興

を中長期的な視点として、今後の都市基盤整備を進めていきます。

また、限られた財源を最大限に活用した投資を行うため、

- ①市民生活の安全・安心を確保すること
- ②長期にわたり広い範囲で相乗的に波及する効果を発現すること
- ③事業熟度が高く、早期に効果を発現すること
- ④市民が愛着と誇りを持てる魅力を創出すること

を事業選択の基本的な考え方とし、「第3期実行計画」において中長期的なまちづくりの方向性なども踏まえて各事業の取組を位置付け、効率的で効果的な都市基盤施設の整備を推進していきます。

(2) 既存計画の見直し

都市機能の維持向上の観点から、計画的な都市基盤施設の整備を推進するため、正確な進捗状況の把握や、的確な状況判断により、より効率的な効果の発現をめざし、さまざまな環境変化に応じた適切な事業計画の見直しを図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
都市計画道路網の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については地域住民や関係機関等と調整の上、既存の都市計画決定の変更等を行います。
次期道路整備プログラムの策定に向けた検討	道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路をとりまく社会環境を踏まえながら、次期道路整備プログラムの策定に向けた検討を進めます。
二ヶ領用水総合基本計画の改定	1992（平成4）年度に策定された「二ヶ領用水総合基本計画」を改定し、市民・行政の役割・行動等を位置付け、より身近な二ヶ領用水をめざすとともに活用・保全・整備の取組について再構築を進めます。
長期未整備公園緑地の見直し	長期間未整備である都市計画公園緑地について、2010（平成22）年2月の川崎市環境審議会からの答申を踏まえて策定した「長期未整備公園緑地の対応方針」に基づき、都市計画区域の見直しや事業化の検討に取り組みます。

(3) 維持管理の負担を勘案した施設整備

都市基盤施設の整備にあたっては、環境への負荷も含めて、維持管理の負担を厳しく勘案することとし、管理・補修しやすい構造や、再生可能エネルギーの積極的な導入等を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
殿町3丁目地区内中核施設ゾーンにおける施設整備	殿町3丁目地区内中核施設ゾーンに建設予定の（仮称）産学公民連携研究センターについて、高度な複合研究施設としての多様な需要に対応する柔軟性と、環境や省エネルギーに配慮した施設整備を行います。
環境に配慮した学校施設整備	上作延小学校・百合丘小学校の改築事業において、窓面の日除け、夏季の夜間換気システム及び断熱効果の高い壁等の導入により、建物の環境性能の向上を図るなど、環境に配慮した施設整備を行います。

(4) さまざまな環境変化に柔軟に対応できる施設整備

都市基盤施設の整備にあたっては、人口構成をはじめとしたさまざまな行政需要の変化に適切に対応できるよう、将来の機能転換等も視野に入れた整備を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
駅周辺の保育所における民間事業者を活用した施設整備	駅周辺における賃貸借等の手法等を活用した民間事業者による整備など、即効性があり、かつ環境変化に柔軟な対応が可能な保育所の整備を行います。
子母口小学校・東橋中学校の合築による施設整備	子母口小学校・東橋中学校について、小中9年間にわたる良好な教育環境の確保に向けて、児童生徒数の変化に対応可能な合築整備を行います。

(5) 効率的な整備・運営手法の導入

都市基盤施設の整備にあたっては、PFIなどの新事業手法による民間活力の積極的な活用や契約手法の工夫、また、機能性を追及した設計や最新技術の導入などにより、財政支出の圧縮・平準化等が見込めることから、その積極的な活用を図ります。

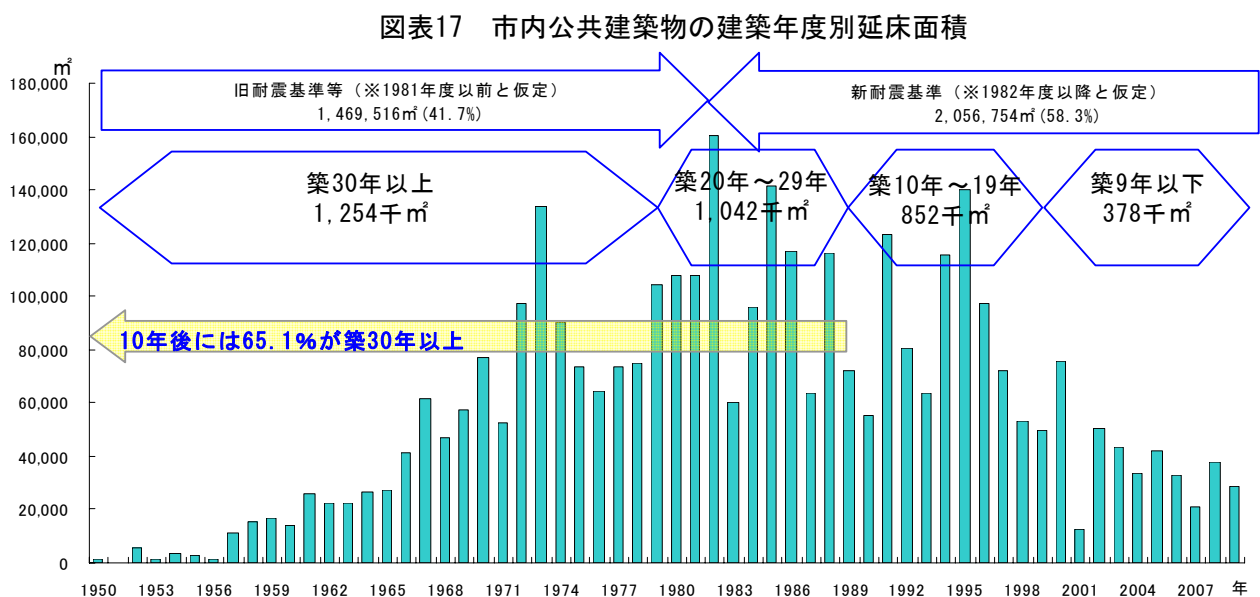
【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
殿町3丁目地区内中核施設ゾーンにおける施設整備	殿町3丁目地区内中核施設ゾーンに建設予定の(仮称)産学公民連携研究センターについて、民間事業者のノウハウや情報、ネットワークを活用し、建設・維持管理・運営の一体的運用を行います。
スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)整備におけるPFI手法の導入に向けた検討	川崎市体育館建替えに伴い、富士見公園に整備予定のスポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)について、PFI手法の導入を視野に入れた施設整備手法を検討します。
(仮称)リサイクルパークあさお整備事業への公設民営方式の導入	(仮称)リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、長期的な社会環境の変化に柔軟に対応できる、公設民営方式による事業とし、2011(平成23)年度からの工事着工を目標に取組を進めます。
民間事業者による自転車等駐車場の整備及び管理運営	自転車等駐車場について、民間事業者による整備を促進するとともに、指定管理者制度の導入等による管理運営を行います。

2 戦略的な資産活用

(1) 資産マネジメントプランの策定

本市は指定都市移行以来、多くの都市基盤施設を集中的に整備してきたこともあり、図表17のとおり、10年後の2020(平成32)年度以降には、現在ある市内公共建築物の約65%が築30年以上となり、大規模修繕や施設更新のための財政負担が増大・集中する懸念があります。



本市はこれまでも、施設の長寿命化や複合化、低未利用資産の有効活用などに取り組んできましたが、今後は改めて、本市が保有する土地や建物などの資産を重要な経営資源として捉え直し、将来的な人口減少社会や、依然として厳しい財政状況を見据えた中長期的な視点に立ち、土地の高度利用や施設機能の複合化や転用といった総合的な資産活用の取組を推進していく必要があります。

また、これまで本市が保有する資産に関する情報は、面積や構造等の基礎的な情報については「公有財産台帳」によって管理されているものの、容積率の活用状況や修繕の履歴、さらには利用者数や維持管理コスト等の資産の運営状況を分析するために有効なデータについては、それぞれ所管する局区が管理しており、一元的な把握が難しい状況でしたが、現在、公会計制度改革に伴う「資産台帳」の整備とあわせて、総合的な資産活用に必要なデータを一元的に管理する仕組みの構築や、情報分析・

評価手法の確立に向けた取組を進めています。

こうしたことから、2010(平成22)年度に川崎版の資産マネジメント戦略である「(仮称)かわさき資産マネジメントプラン」を策定し、2011(平成23)年度から段階的に、全庁横断的な視点による総合的な資産マネジメントを推進します。

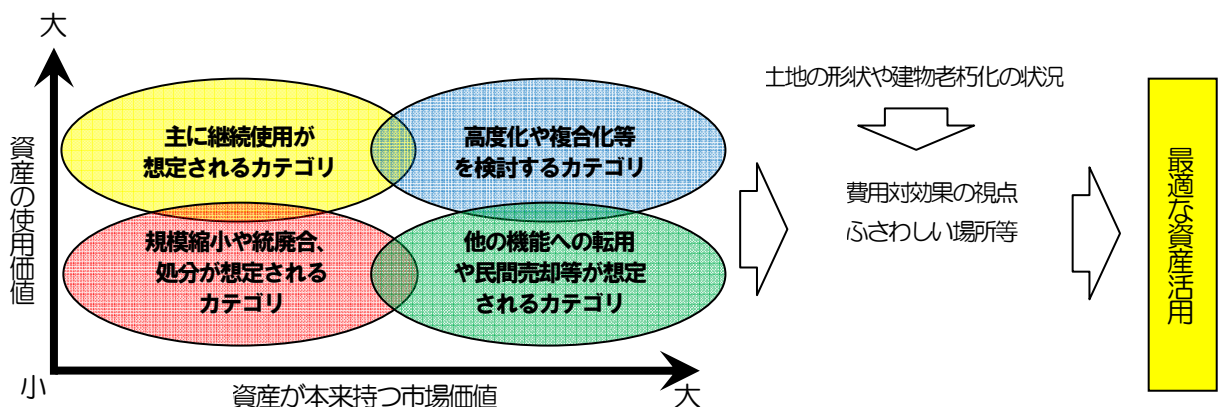
(2) 資産マネジメント戦略の考え方

ア サービス提供の最適性から見た資産活用

本市が保有すべき資産の適正量は、さまざまな行政サービスにおいて、本市が担うべき役割を十分に見極めながら、それぞれの資産の持つ価値や状況等を分析して決定されていくものであり、具体的な分析材料には次のような項目が考えられます。

- ・資産の使用価値(行政目的、利用度、機能など)
- ・資産が本来持つ市場価値(収益性、立地条件など)
- ・土地の形状や建物老朽化の状況
- ・費用対効果の視点に立った維持管理の効率性
- ・サービスの供給にふさわしい場所、形状、時間、品質

図表18 サービス提供の最適性から見た資産活用の視点イメージ



こうした視点によるマネジメントを行うことにより、市民サービスの提供拠点として最適な資産活用を推進します。

イ 都市機能としての資産の最適化

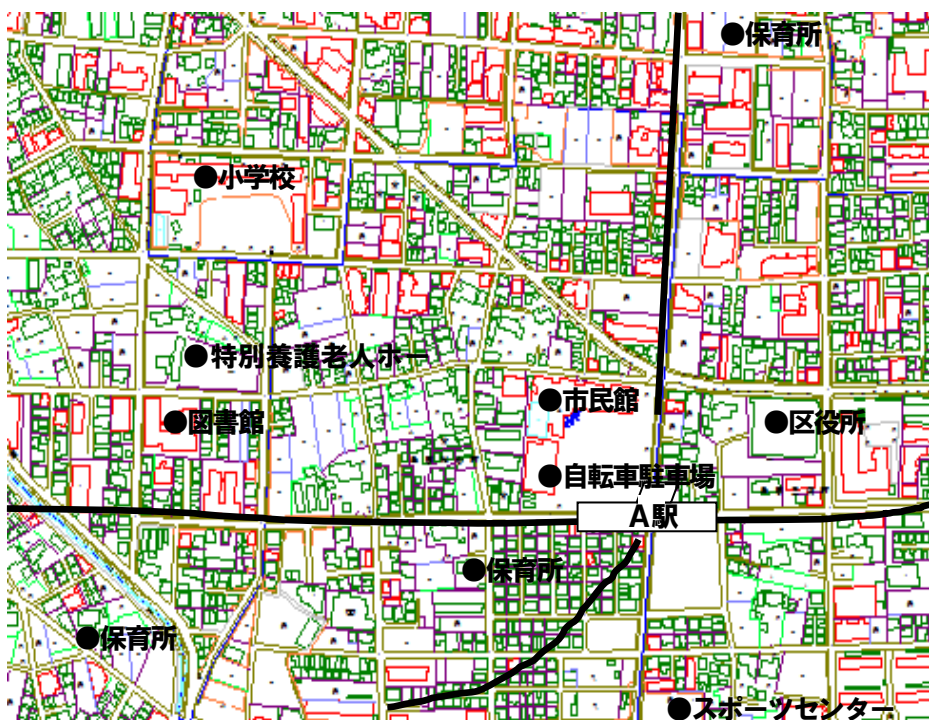
資産の最適化を図っていく上では、資産を単体で捉えるだけでなく、一定の区域における都市機能のあり方を見据え、資産価値の総量やサービスの総量といった視

点で検証し、最適かつ効率的な都市機能を形成していく必要があります。

例えば、拠点駅の周辺区域には、さまざまな公共施設があるのが一般的ですが、図表19のように架空のA駅周辺区域を想定した場合、地区内の資産価値を合計すると数百億円にのぼり、年間数十億円の運営費等が必要となります。

こうしたことを十分に踏まえながら、既存の資産を適正な需給バランスのもとで効率化し、保有量の適正化と債務の縮減を図っていきます。

図表19 架空のA駅周辺の公共施設



ウ ライフサイクルコスト(*)の比較

財政負担を低減させながら資産を適切に維持管理し、良好な市民サービスを提供するためには、ライフサイクルコストの把握・比較に基づく資産活用が重要となります。

このため、当該資産の物理的な特性や構造ごとに、適切な工事費単価や計画的修繕のパターンモデルを設定し、その上で、例えば現在の使用目的を変更せずに使用した場合、あるいは複合化等による効率化を前提とした場合、さらには建替えを行った場合など、さまざまなパターンにおけるライフサイクルコストを比較しながら、その資産にあった最適な活用手法を見極める必要があります。

この検討は、個々の資産ごとに、ある程度の専門的な知識と一定の時間を要することから、可能なものから着手し、その成果を類似した他の資産へも活用していきます。

(※) ライフサイクルコスト (life cycle cost) : 建設費、維持補修費、管理運営費など資産の存続期間に発生する総費用のこと

(3) 資産マネジメントの具体的な方策

ア 複合化や機能転用、さらなる有効活用等による現有資産の最適な活用

市民が必要とする公共サービスを効率的・効果的に提供するため、対象者や内容の類似性などを考慮するとともに、立地条件や建物構造などといった資産の持つ特性を十分に活かしながら、施設の複合化や施設機能の転用、さらなる有効活用等を図ります。

なお、市民ニーズに対して不要となった資産、又は余剰な供給能力を備えている資産の場合は、定期借地、貸付、売却、譲渡といった手段も活用していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
区役所、出張所等の機能再編と市民活動支援等のための建物の有効活用	市内4か所にある出張所機能再編を行うとともに、支所・出張所には、エレベーター設置等のバリアフリー化を進めながら、地域振興・市民活動支援機能を整備・拡充し、順次供用を開始します。
区役所連絡所の機能再編と資産有効活用方策の検討	連絡所の証明書発行窓口の見直しなど、区役所と支所・出張所等の窓口サービスの機能再編と連動して、現有資産の有効活用の観点から効果的な資産活用についての検討を進めます。
男女共同参画センターの老朽化に伴う資産有効活用方策の検討	旧高津市民館を活用した男女共同参画センター（すくらむ21）の老朽化に伴い、中長期的な視野に立った資産の有効活用方策についての検討を進めます。
公営住宅の更新時における福祉施設等の整備の推進	公営住宅の老朽化に伴う建替えを行う際に、土地の高度利用や住宅の統合が可能な場合には、余裕用地を活用して、地域コミュニティの醸成に資する福祉施設等の整備を推進します。
学校施設の有効活用の推進	地域の身近な学校施設を市民の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用できるよう、セキュリティ対策を講じながらさらに整備を進め、一層の学校施設開放など有効活用の取組を推進します。

イ 予防保全型の維持補修による長寿命化の推進

都市基盤施設の長寿命化に向けては、適時・適切な維持補修が重要ですが、維持補修については、劣化や破損が発生してから修繕する対症療法型の維持補修の場合と、劣化や破損を予測し未然防止策を講じた上で損傷の拡大を抑制する予防保全型の維持補修の場合とでは、予防保全型の場合のほうが、維持補修に係るコストが平準化されるだけでなく、総コストは軽減される傾向にあります。

本市にとって今後も必要と考えられる資産については、市民の安全確保を第一に、財政負担の軽減と平準化を推進する観点から、予防保全型の維持補修による資産の長寿命化を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
川崎シンフォニーホール機能の維持・向上に向けた保全計画の策定と実施	「音楽のまち・かわさき」の中核施設であり、国際的評価が高まっているホールとしてのレベルを維持・向上させていくため、中長期的な視野に立った持続可能な中長期保全計画を策定します。
いこいの家の長寿命化とさらなる有効活用の検討	設置数が多く老朽化等による維持補修費の増大が見込まれることから、計画的な予防保全型の長寿命化対策を推進するとともに、建替えを行う場合には、他の施設との複合化なども視野に入れた施設整備の効率化を検討します。
適切な道路維持補修事業の推進	更新時期の集中や道路冠水等への対策といった重要課題への取組を進めながら、予防保全型の計画的な維持補修を推進するとともに、劣化状況に応じた的確な対応も図りながら、中長期的な道路維持補修費の平準化と財政負担の縮減をめざします。
エレベーター・エスカレーターの老朽化対策と計画的な更新の推進	安全性・快適性の常時確保に向けた適切で計画的な更新を図るため、長期更新計画の策定や予防保全型の維持補修を推進し、ライフサイクルコストの縮減をめざします。
橋りょう整備における長寿命化の推進	2010（平成22）年度策定の「長寿命化修繕計画」において長寿命化の対象とした橋りょうについて、効果的な予防保全型の維持補修を行い、劣化状況に応じた的確な対応も図りながら、ライフサイクルコストの縮減をめざします。
下水道施設の効率的な更新	長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施し、ライフサイクルコストの縮減をめざします。

取組事項	取組の概要・方向性
義務教育施設の効率的なマネジメントによる機能の底上げと長寿命化の推進	緊急性や重要性に配慮した教育環境の整備を計画的に進めながら、老朽化への対応を建替え中心の施設整備から既存施設の再生整備へ手法を転換するとともに、長期的な視点による効率的なマネジメントを行い、施設の機能の底上げと長寿命化を図ります。

ウ 従来手法による市有財産有効活用の推進

これまでの行財政改革の取組においても、テレビや映画のロケーションへの庁舎の使用、ラッピングバス、玄関マット等による広告事業など、地方自治体として行うべき行政サービス提供のための資産活用にとどまらず、民間企業的な手法による資産の活用による歳入確保の取組を積極的に推進してきました。

さらには、2007（平成19）年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」をとりまとめ、2008（平成20）年度から自動販売機設置場所の使用許可制を見直し、入札による貸付を実施した結果、単年度ベースで約1億6千万円の貸付収入を得たばかりでなく、2009（平成21）年度から市役所及び区役所駐車場の適正利用を促進するため民間事業者へ貸付けて有料化を開始したことにより、駐車場の維持管理費用と貸付収入をあわせて、約5千万円の財政効果を得ることができました。

こうした取組については、継続的・安定的な歳入確保をめざしながら対象範囲の拡大や契約内容のさらなる改善に取り組めます。また、本来の行政目的に供するまで一定の期間があるものや、敷地や建物に余裕がある資産については、本市の施策課題の解決に向けた活用や民間事業者への貸付など、効果的な取組を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
庁舎・公の施設駐車場の適正利用の促進	これまでの駐車場の貸付によるノウハウを活かし、他の庁舎や公の施設の駐車場のうち、有料化した場合の採算性に応じて、民間事業者への貸付や管理委託などの手法により、適正利用を促進します。
庁舎等余剰床の有効活用の推進	庁舎や公の施設などに余剰床が発生し、特段の活用方策がない場合は、貸付等による有効活用を促進します。
自動販売機設置場所貸付契約の制度改革	採算性の高い場所や商品を検討するなど、継続的安定的な歳入の確保をめざし、光熱水費の徴収事務等の効率化を図ります。また環境配慮型、災害対応型等の多様な機種を導入や、市内業者の参入しやすい制度構築についても検討を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
屋外広告事業の推進	市民の利便性の向上や、企業との連携による効果が期待できる場合は、公共施設としてのイメージ、景観、市民の安全性等にも配慮し、有識者等の意見も伺いながら、市有財産を活用した屋外広告物の掲載に向けた検討を進めます。
ネーミングライツの導入	本市と企業の連携による施設イメージの向上と周辺地域の活性化を目的に、企業をとりまく厳しい状況を勘案しながら、対象施設や事業を幅広く検討・選定し、着実な制度の導入をめざします。
国有地や民有地等の有効活用	市内の国有地や県有地、さらには民間企業等の所有する土地や施設も視野に入れながら、本市施策課題の解決に向けた有効活用を促進します。
道路・河川事業予定地及び残地の一時貸付	道路整備や河川改修等を目的に取得した用地で、本来の行政目的に供するまで一定の期間があるものや、整備事業後に残地となったものについては、民間駐車場や看板など一時貸付の取組を進めます。
不法占拠対策の推進	不法占拠されている市有財産について、速やかに不法占拠の状態を解消し、市有財産の有用性を最大限に発揮できるよう、全庁的な対応方針を作成し、これに基づいた対策を進め、あわせて専門的知識の取得や、効率的に対応できる仕組みづくりについて検討します。

第5章 推進体制と進行管理

「新たな改革プラン」に基づく改革の進捗状況については、これまでと同様に、毎年度の取組結果がまとまった時点などに適宜市民や議会の皆様に報告し、意見を伺いながら改革を推進します。

また、毎年度の進捗状況や環境変化に応じて、実施内容の具体化及び見直しを適宜行っていくために、次の取組を行います。

1 川崎市行財政改革委員会

学識経験者等で構成される川崎市行財政改革委員会と、市民で構成される同市民部会から改革に対する意見を伺います。

行財政改革委員会では、改革の進捗状況について報告し意見を伺うとともに、直面する課題の解決に向け、専門的な観点からの意見を伺います。

また、市民部会では、市民の視点を改革の推進に取り入れていくことを目的として、市民に身近な行財政改革の課題について意見を伺います。

2 川崎市行財政改革推進本部会議

行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議と、各局室区における行財政改革推進本部を引き続き活用します。

会議は、市改革計画の策定や進行管理に関することを中心とした、本市の行財政改革に関する意思決定機関とします。

3 川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)の活用

すべての事務事業について、行政関与のあり方や事業の妥当性、有効性、効率性、経済性等について点検を行っている「川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)」を引き続き実施し、点検の結果に基づき、適宜改革の取組事項の見直しを行っていくとともに、予算編成や組織整備・職員配置計画等に反映していきます。

意見書

題名	新たな行財政改革プラン素案		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	総務局 行財政改革室		
電話番号	044-200-2050	FAX番号	044-200-0622
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		

新たな行財政改革プラン素案

2010（平成22）年10月

川崎市

（お問合せ先）

川崎市総務局行財政改革室

電話：044-200-2050

FAX：044-200-0622

Email：16gyosys@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市